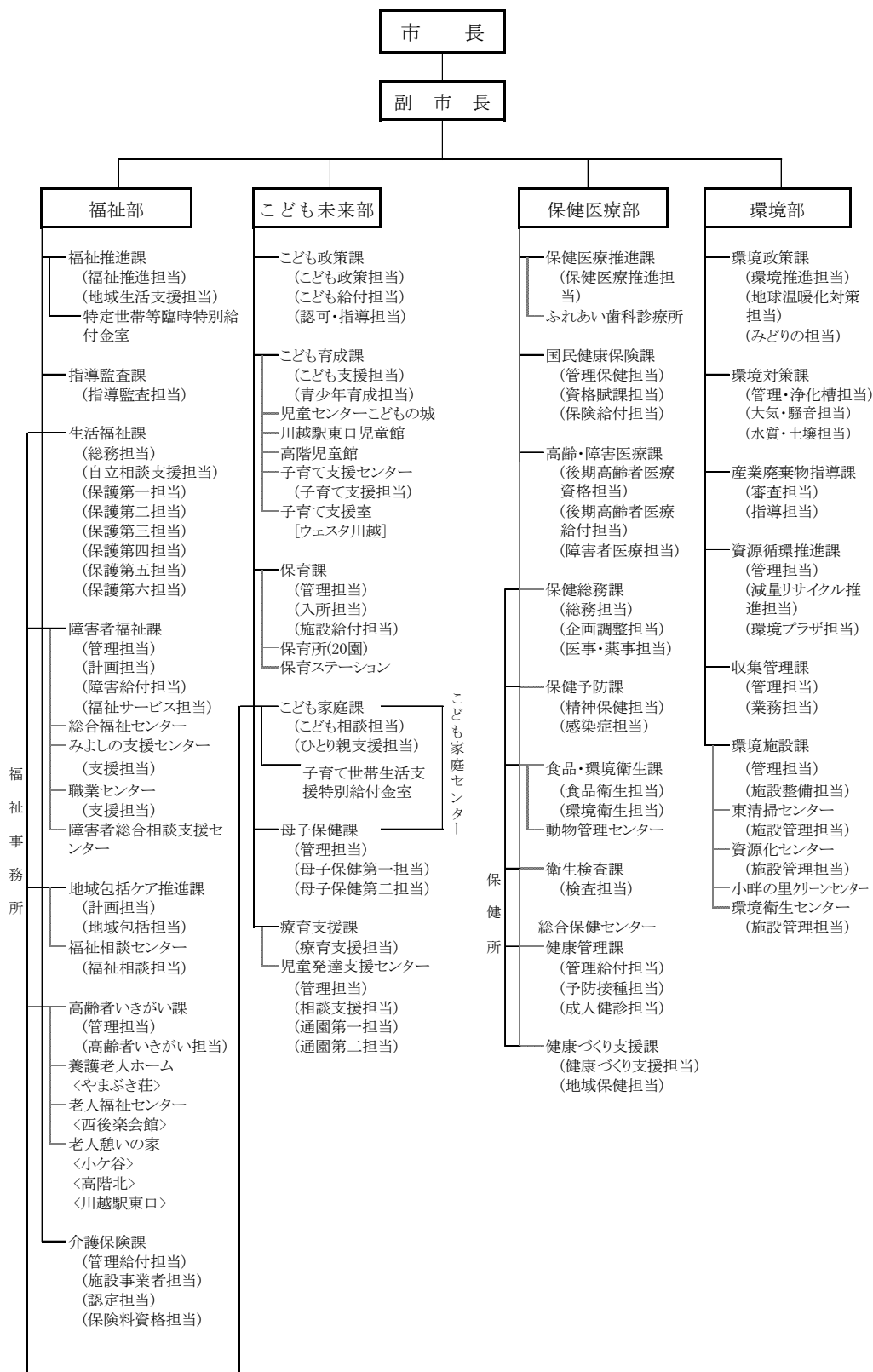


保健福祉



保健福祉

福祉部

I 地域福祉の推進

障害の有無や年齢、性別などに関係なく、住民の一人一人が、住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせるよう、住民同士、各種団体や事業者等と行政の支え合い・助け合いによる地域共生社会の実現を目指す。

1 地域福祉計画の推進

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市町村が策定する計画で、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組む事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項等を一体的に定めるものである。

本市では、令和3年3月に、川越市社会福祉協議会と一体的に「みんなでつくる福祉のまち川越プラン～第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画～」を策定し、地域福祉の推進を図っている。

2 民生委員・児童委員活動の充実

令和6年4月1日現在、民生委員・児童委員493人（主任児童委員44人含む。）が担当地域の住民に対し相談・支援を行い、地域住民の福祉の増進を図っている。

民生委員・児童委員の活動状況（令和5年度）

○内容別相談・支援件数内訳

種 別	件 数
在宅福祉	606
介護保険	428
健康・保健医療	745
子育て・母子保健	74
子どもの地域生活	593
子どもの教育・学校生活	174
生活費	136
年金・保険	34
仕事	23
家族関係	215
住居	167
生活環境	343
日常的な支援	2,140
その他	2,549
計	8,227

○分野別相談・支援件数内訳

種 別	件 数
高齢者に関すること	4,939
障害者に関すること	611
子どもに関すること	1,126
その他	1,551
計	8,227

○その他の活動件数

種 別	件 数
調査・実態把握	12,919
行事・事業等への参加・協力	12,350
地域福祉活動・自主活動	24,923
民児協運営・研修	16,679
証明事務	472
要保護児童の発見の通告・仲介	14
計	67,357

Ⅱ 社会福祉施設等に対する指導監査

1 社会福祉施設等に対する指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の健全かつ適正な運営を確保するため、指導監査を行う。

令和5年度指導監査件数

指導監査対象		指導監査件数	指導監査対象		指導監査件数
社会福祉法人		15	児童福祉施設等	民間の認可保育所	39
高齢者施設	特別養護老人ホーム	9		地域型保育事業	31
				認定こども園	9
				認可外保育施設	38
				一時預かり事業	10
介護保険サービス事業所		128		私立幼稚園	8
障害者支援施設		1		母子生活支援施設	1
障害福祉サービス事業所		129		公立保育園	20
障害児通所支援事業所		19			
指定自立支援医療機関		125	合 計		582

※ 指導監査件数は、指導監査を行った延回数である。

2 社会福祉法人の設立の認可

社会福祉法人の設立、運営に関する申請、届出を法令等に基づき審査し、法人の認可等を行う。

社会福祉法人設立認可申請（新設法人）

区分 年度	申 請 (件)	認 可 (件)
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

Ⅲ 生活保護・生活困窮者自立支援

1 保護の動向

川越市における保護の動向について、ここ数年は横ばいで推移している状況となっている。

令和5年度末の被保護世帯は、3,382世帯（前年度3,365世帯）、被保護人員4,164人（前年度4,201人）、1世帯平均1.2人であり、保護率は1.18%である。

（各年度末）

年度	区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害世帯		その他の世帯		合計
		世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯
令和3年度		1,788	52.2	153	4.5	854	24.9	628	18.3	3,423
令和4年度		1,629	48.4	163	4.8	856	25.4	717	21.3	3,365
令和5年度		1,682	49.7	160	4.7	840	24.8	700	20.7	3,382

2 生活保護状況

（各年度末）

年度	区分	人口（人）	被保護世帯（世帯）	被保護人員（人）	保護率（%）		年間保護費（円）	1人当たり年間保護費（円）
					市	県		
令和3年度		352,868	3,423	4,264	1.21	1.22	7,260,159,916	1,702,665
令和4年度		352,986	3,365	4,201	1.19	1.25	7,008,196,319	1,668,221
令和5年度		352,836	3,382	4,164	1.18	1.26	7,299,420,886	1,752,983

3 扶助費別保護状況

（各年度末）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活扶助費	2,314,704,111	2,236,019,251	2,223,114,519
住宅扶助費	1,443,329,089	1,390,522,825	1,392,477,878
教育扶助費	23,809,277	22,912,986	19,928,576
医療扶助費	3,206,981,147	3,084,739,403	3,369,671,570
出産扶助費	709,600	2,435,930	2,418,642
生業扶助費	10,822,065	10,620,878	10,030,376
葬祭扶助費	17,131,720	19,239,328	20,999,380
施設事務費	27,353,166	25,031,675	23,061,438
介護扶助費	213,506,333	215,463,633	235,932,261
就労自立給付金	1,513,408	710,410	1,386,246
進学準備給付金	300,000	500,000	400,000
扶助費合計（円）	7,260,159,916	7,008,196,319	7,299,420,886

4 生活扶助基準

モデル：3人世帯（33歳、29歳、4歳）

モデル世帯基準額（月額：円）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
138,940	138,940	138,940

※ 川越市は2級地－1。なお、冬期加算を12か月で平均した額を含む。

5 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月 1 日、生活困窮者自立支援法の施行により生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的としている。

主な事業として、自立相談支援事業では、川越市自立相談支援センターを開設し、お金がない、仕事がない等生活困窮に関する相談への対応、状況に応じた自立支援計画の作成、就労支援も含めた包括的な支援、ハローワーク等への同行支援を行っている。運営は、労働者協同組合に委託している。

その他の事業として、離職等により住居を喪失した者又はおそれのある者に家賃相当分の住居確保給付金の支給、直ちに一般就労への移行が困難な者に基礎能力の形成を行う就労準備支援事業、住居のない者に一時的に衣食住を提供する一時生活支援事業、家計に問題を抱える者に助言・指導等を行う家計改善支援事業、貧困の連鎖を防止するための学習・生活支援事業がある。

自立相談支援事業

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規相談受付件数 (件)	991	771	632
支援決定、確認件数 (件)	133	177	188
就 労 ・ 増 収 件 数 (件)	87	68	107

住居確保給付金の支給

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支 給 決 定 件 数 (件)	117	61	16
支 給 額 (円)	23,928,500	22,326,200	6,431,800

就労準備支援事業

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支 援 決 定 件 数 (件)	1	4	2

一時生活支援事業

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支 援 決 定 件 数 (件)	7	2	4

家計改善支援事業

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支 援 決 定 件 数 (件)	25	45	55

学習・生活支援事業

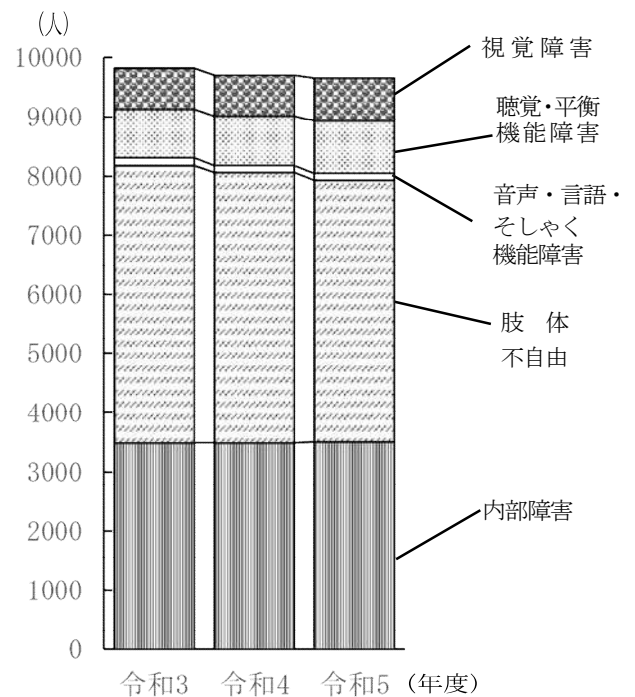
年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教室参加小学 4・5・6 年生 (人)	6	3	4
教室参加中学生 (人)	22	21	25
教室参加高校生 (人)	7	3	8
教室参加その他 (人)	0	1	0

IV 障害者福祉

令和6年3月末日現在、本市における身体障害者手帳所持者は9,659名（児童210名を含む。）、療育手帳所持者は3,001名（児童867名を含む。）、精神障害者保健福祉手帳所持者は3,977名（児童130名を含む。）である。これらの障害者の福祉を図るため、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に定めるもののほか、本市独自の制度も加えて、在宅サービス、住みよい環境づくりや社会参加等の援助のほか、必要な援助を行っている。

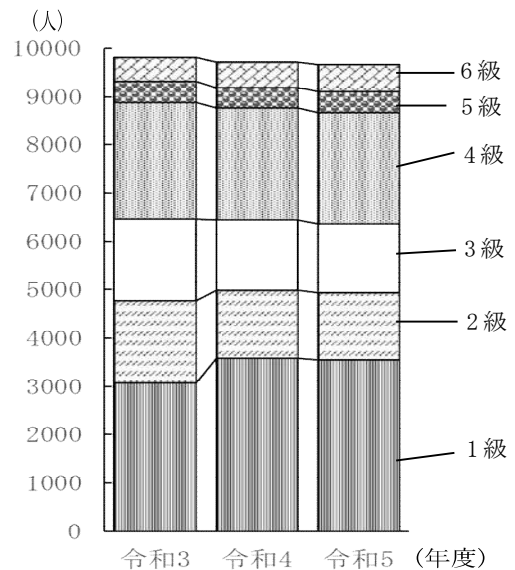
身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分				
視 覚 障 害	18歳未満	14	12	11
	18歳以上	674	682	714
	計	688	694	725
聴覚・平衡機能障 害	18歳未満	41	39	39
	18歳以上	779	794	839
	計	820	833	878
音声・言語・そ しゃく機能障害	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	120	112	114
	計	120	112	114
肢 体 不 自 由	18歳未満	144	135	127
	18歳以上	4,543	4,445	4,305
	計	4,687	4,580	4,432
内 部 障 害	18歳未満	33	32	33
	18歳以上	3,465	3,459	3,477
	計	3,498	3,491	3,510
合 計（人）	18歳未満	232	218	210
	18歳以上	9,581	9,492	9,449
	計（人）	9,813	9,710	9,659



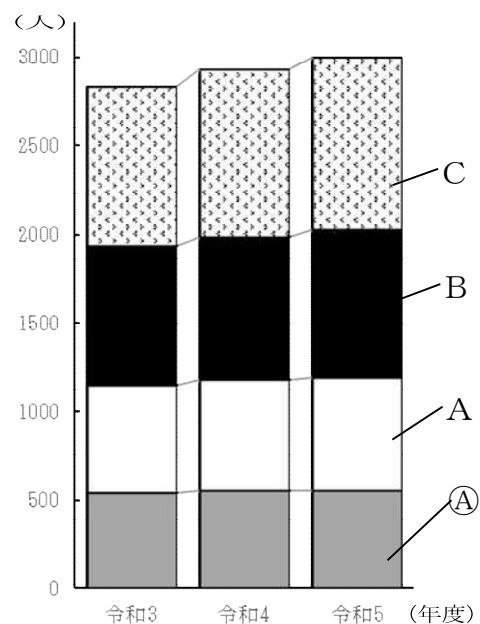
身体障害者手帳所持者数の推移（障害の等級別）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分			
1 級	3,082	3,585	3,558
2 級	1,674	1,390	1,370
3 級	1,710	1,471	1,435
4 級	2,414	2,310	2,305
5 級	445	427	438
6 級	488	527	553
合計（人）	9,813	9,710	9,659



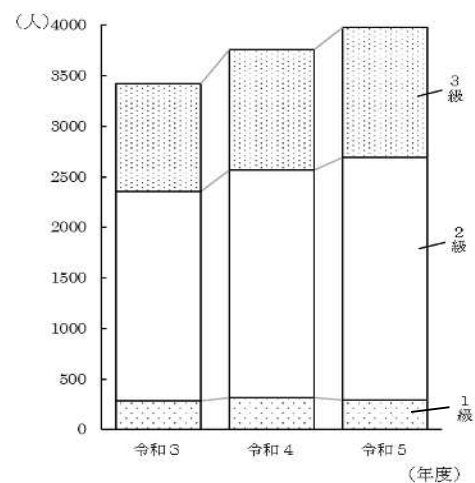
療育手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
㊤	18歳未満		141	147	135
	18歳以上		404	410	417
	計		545	557	552
A	18歳未満		122	121	136
	18歳以上		486	503	505
	計		608	624	641
B	18歳未満		154	157	162
	18歳以上		628	648	674
	計		782	805	836
C	18歳未満		411	424	434
	18歳以上		484	521	538
	計		895	945	972
合計（人）	18歳未満		828	849	867
	18歳以上		2,002	2,082	2,134
	計（人）		2,830	2,931	3,001



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	18歳未満		11	15	13
	18歳以上		275	300	278
	計		286	315	291
2級	18歳未満		71	95	78
	18歳以上		2,002	2,162	2,324
	計		2,073	2,257	2,402
3級	18歳未満		31	50	39
	18歳以上		1,035	1,139	1,245
	計		1,066	1,189	1,284
合計（人）	18歳未満		113	160	130
	18歳以上		3,312	3,601	3,847
	計（人）		3,425	3,761	3,977



1 障害者福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和5年度												
1 特別障害者手当	国市	在宅の重度障害者に手当を支給 ① 特別障害者手当 (20 歳以上) 月額 27,980 円 ② 障害児福祉手当 (20 歳未満) 月額 15,220 円 ③ 経過的福祉手当 月額 15,220 円 (①②以外で、昭和 61 年制度改正前の福祉手当受給者) 金額は令和 6 年 3 月 31 日現在	特別障害者手当 延 3,669 人 102,245,860 円 障害児福祉手当 延 2,240 人 33,952,570 円 経過的福祉手当 延 36 人 545,700 円												
2 在宅心身障害者手当支給	県市	在宅の心身障害者に手当を支給 <table><tr><th>障害の種別及び程度 \ 年齢区分</th><th>20 歳未満の者 (円)</th><th>20 歳以上の者 (円)</th></tr><tr><td>身体 1 級・知的㊤・精神 1 級</td><td>月額 9,500</td><td>月額 6,000</td></tr><tr><td>身体 2 級・知的 A</td><td>〃 8,500</td><td>〃 5,000</td></tr><tr><td>身体 3 級・知的 B・精神 2 級</td><td>〃 3,500</td><td>〃 3,000</td></tr></table>	障害の種別及び程度 \ 年齢区分	20 歳未満の者 (円)	20 歳以上の者 (円)	身体 1 級・知的㊤・精神 1 級	月額 9,500	月額 6,000	身体 2 級・知的 A	〃 8,500	〃 5,000	身体 3 級・知的 B・精神 2 級	〃 3,500	〃 3,000	支給実績 延 65,034 人 294,723,000 円
障害の種別及び程度 \ 年齢区分	20 歳未満の者 (円)	20 歳以上の者 (円)													
身体 1 級・知的㊤・精神 1 級	月額 9,500	月額 6,000													
身体 2 級・知的 A	〃 8,500	〃 5,000													
身体 3 級・知的 B・精神 2 級	〃 3,500	〃 3,000													
3 相談員の設置	市	障害者の悩みごとを解決するため相談員を設置	身体障害者相談員 16 人 知的障害者相談員 4 人												
4 入浴サービス	国市	在宅の重度障害者に巡回入浴車を派遣	利用人数 33 人 延 1,276 回												
5 寝具乾燥	市	在宅の重度障害者の衛生と健康保持のため寝具を乾燥	利用人数 35 人 延 316 回												
6 寝具丸洗い	市	在宅の重度障害者の衛生と健康保持のため寝具を丸洗い	利用人数 31 人												
7 補装具費の支給	国市	障害者の身体機能を補完し、若しくは代替する補装具の購入又は修理にかかる費用を補装具費として支給	購入 446 件 56,318,594 円 修理 287 件 21,960,631 円												
8 更生医療の給付	国市	障害の部位を改善し、軽減するために手術や医療が必要な場合、指定医療機関で医療を給付	824 人(実人員) 562,133,600 円												
9 精神通院医療の給付	県市	通院治療を受けている精神障害者が医療費の軽減を図るために、公費負担を受ける申請手続	6,102 人												
10 介護給付、訓練等給付費等の支給	国市	居宅などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」に対し、介護給付、訓練等給付費等を支給	実績額 7,845,551,583 円												
11 日常生活用具費の支給	国市	障害者の日常生活の利便を図るため、入浴補助用具、点字タイプライター、視覚障害者用時計等の購入又は修理にかかる費用を日常生活用具費として支給	6,569 件 69,545,360 円												
12 移動支援	国市	社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援	延人員 1,548 人 37,139,205 円												
13 日中一時支援	国市	日中における活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援	延べ利用日数 776 日 6,377,131 円												
14 地域活動支援センター	国市	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等	延人員 8,381 人 140,732,000 円												

事業名	主体	事業内容	令和5年度
15 居宅改善整備費補助	県市	下肢、体幹又は移動機能障害 1～2 級で、室内での日常生活が営みやすいように家屋の改善をする場合、工事費を補助 ○補助上限額 400,000 円	件数 金額 1 件 400,000 円
16 診断書料補助	市	身体障害者手帳申請時の診断書料補助 ○補助額 3,000 円を上限とした実費	件数 金額 792 件 2,397,200 円
17 福祉タクシー利用券の交付	市	重度心身障害者（身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳(A)～A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者）に対し、福祉タクシー利用券を交付 ○補助額 初乗運賃相当額（年度最大 48 枚）	件数 金額 36,674 件 22,762,290 円
18 ガソリン利用券の交付	市	重度心身障害者（身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳(A)～A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者）に対し、ガソリン利用券を交付 ○補助額 年間 12,000 円（1,000 円×12 枚）	件数 金額 25,568 件 25,568,000 円
19 ガソリン税補助	市	車いすを使用し、就労目的で車を運転している障害者に対し、月 800 を限度に、ガソリン税相当額を補助	利用人数 金額 11 人 324,636 円
20 福祉バス貸出	市	障害者団体に対し、福祉バスの貸出し	貸出回数 6 回
21 運転免許取得費補助	市	障害者が自営や就労等のため運転免許が必要な場合、取得費の一部を補助 ○補助上限額 100,000 円	2 人 200,000 円
22 自動車改造費補助	市	上肢、下肢又は体幹機能障害者で、就労のため自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合、改造費の一部を補助 ○補助上限額 100,000 円	件数 金額 5 件 487,230 円
23 盲人ガイドヘルパー派遣	市	重度の視覚障害者が外出するときで付添者がいない場合に派遣	利用延時間 利用延人数 1,376 時間 582 人
24 手話通訳者派遣	国市	聴覚障害者（ろう者）が生活しやすいように手話通訳者を派遣	派遣件数 利用時間 783 件 1,020 時間 40 分
25 要約筆記者派遣	国市	聴覚障害者が生活しやすいように要約筆記者を派遣	派遣件数 利用時間 24 件 28 時間 40 分
26 全身性障害者介護人派遣	市	全身性障害者（身体障害者手帳所持者で、かつその障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当するもの及び脳性まひによる障害の程度が 1 級のもの）が外出に当たり、適当な介護者がいない場合に派遣	利用登録者 利用時間 金額 24 人 2,523 時間 2,321,160 円
27 難病患者見舞金	市	1 年以上市内に住所を有し、かつ埼玉県指定難病医療受給者証・埼玉県特定疾患医療受給者証・埼玉県指定疾患医療受給者証・川越市小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方に見舞金（年額 36,000 円）を支給	2,448 人 88,128,000 円
28 手話講習会	国市	聴覚障害者（ろう者）の言葉である手話を学び、聴覚障害者全般の理解を深めるための講座、また手話通訳者を養成するための講座を開催	3 講座 54 人
29 要約筆記講習会	国市	聴覚障害者全般を理解し、要約筆記者を養成するための講座を開催	1 講座 4 人

事業名	主体	事業内容	令和5年度
30 障害者スポーツ大会	国市	障害者がスポーツを楽しむ、健康の保持と増進を図るとともに、障害者への理解促進するために、市民参加を得てスポーツ大会を開催	川越市障害者スポーツ大会 853 人 (障害者 482 人、介助者 371 人)
31 障害者週間記念事業	国市	市民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する機会を広げることを目的として開催	障害者週間の集い 904 人
32 各種関係団体補助金	市	障害者福祉団体の自主的活動を推進するための助成	助成団体 13 団体
33 障害者等生活サポート事業	県市	迅速、柔軟なサービス提供を実施する生活サポート事業者に運営費の一部を補助し、利用者の負担を軽減	事業所数 17 か所 利用延時間 15,307.5 時間
34 紙おむつ給付	市	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳㊤、Aの3歳以上の在宅生活者で、失禁の状態にあり排せつの介護を必要とするものに紙おむつを給付	利用人数 290 人

2 川越市総合福祉センター

川越市総合福祉センターは、平成7年7月、ふれあいとやすらぎのある人間性豊かな福祉社会の実現を目指し、福祉の向上と地域福祉の促進拠点として建設された。

主に、市内に住む高齢者や障害者の方を対象とし、種々の研修・相談・訓練等を通じて自立を支援し、創作活動・レクリエーション等への参加交流を通じて生きがいのある生活と文化を創造し、併せてスポーツの場・入浴サービス・給食サービス等を提供することにより健康の維持増進を図るための施設である。

(1) 施設の概要

所 在 地	小仙波町2丁目50番地2	
敷 地 面 積	5,721.59 m ²	
建 築 面 積	2,820.79 m ²	
延 床 面 積	6,523.48 m ²	
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建	
施設の内容	1 階	障害者デイサービス室 (120.69 m ²)、食堂 (114.47 m ²)、相談室 (10.46 m ²) 温水プール (695.97 m ²)
	2 階	機能回復訓練室 (143.59 m ²)、看護室 (47.59 m ²)、日常生活訓練室 (87.71 m ²) 創作室 (74.51 m ²)、調理実習室 (62.74 m ²)、おもちゃライブラリー (78.85 m ²) 高齢者デイサービス室 (108.05 m ²)、浴室・特浴室 (189.79 m ²)、体育室 (710.70 m ²)
	3 階	ボランティア室 (77.66 m ²)、団体交流室 (77.66 m ²)、教養娯楽室 (29.02 m ²) 大広間 (105.97 m ²)、社会適応訓練室 (111.41 m ²)、第一研修室 (67.50 m ²) 第二研修室 (92.38 m ²)、図書コーナー (22.56 m ²)

(2) 主な施設設備

- ・温水プール
25m×13m (6 コース)、水深 1.15～1.35m (2 コース分はプールフロア設置により 75 cm)、水温 30～31 度、入水部身障ユニット装置
- ・体育室
バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、視覚障害者用卓球台
- ・特別浴室
座位式特殊入浴装置、仰臥位式特殊入浴装置
- ・日常生活訓練室
昇降式洗面化粧台、昇降式台所装置、昇降式トイレ装置、身障者用水平移動装置
- ・機能回復訓練室
各種機能回復訓練用装置
- ・調理実習室
3 台の調理台のうち 1 台が昇降装置付
- ・視覚障害者誘導システム (磁気ループ、音声案内、音声標識装置)
- ・聴覚障害者誘導システム (表示灯・モニターテレビを用いた字幕案内設備)

(3) 実施事業

① 高齢者福祉センター事業

地域の高齢者 (60 歳以上) に対して、各種相談に応じ、健康の増進・教養の向上等のための便宜を提供し、高齢者の福祉の向上を図る。

② 障害者福祉センター事業

在宅の障害者に対して、通所の場を設け、創作的活動・機能回復訓練等各種事業を実施し、障害者の福祉の向上を図る。

(4) 利用状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高 齢 者 福 祉 セ ン タ ー 事 業	19,069 人	30,675 人	30,891 人
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 事 業	5,164 人	9,083 人	12,777 人
各 種 相 談	286 人	232 人	367 人
視 察	0 人	26 人	31 人
プ ー ル 一 般 利 用	0 人	0 人	133 人
体 育 室 一 般 利 用	0 人	0 人	349 人
計	24,519 人	40,016 人	44,548 人

(5) 施設の運営

- 指定管理者 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- 開 館 時 間 午前9時から午後9時まで
- 休 館 日 毎週月曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- 利用対象者 次に掲げる方で、市内に住所を有する方（市内に在勤・在学の方も含む。）
- ・高齢者（60歳以上）及び障害者
 - ・高齢者又は障害者の福祉増進を目的とする公共団体若しくは公共的団体
 - ・当施設の利用又は管理上支障がない範囲で利用する一般の方（プール、体育室）

(6) 施設使用料

温水プール、体育室のみ有料。ただし、高齢者、障害者及びその付添人は無料。

温水プール

区 分	使用料（2時間につき）
一 般	300 円
小学校児童・中学校生徒	150 円

※ 市外居住者が利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額となる。（10円未満の端数は切り捨て）

体育室

・専用使用料

区 分	午 前 (午前9時～正午)	午 後 (午後1時～午後5時)	夜 間 (午後6時～午後9時)	一 日 (午前9時～午後9時)
全 面	1,500 円	2,500 円	3,000 円	6,000 円
半 面	750 円	1,250 円	1,500 円	3,000 円

・個人使用料

専用使用料 150 円（水曜日・土曜日の午後）

※ 市外居住者が利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額となる。（10円未満の端数は切り捨て）

(7) 施設使用区分

温水プールの使用区分

区 分	火	水	木	金	土	日
午前10時～正午	高齢者 障害者	高齢者	障害者	高齢者 障害者	高齢者 障害者	障害者
午後1時～3時	高齢者 障害者	高齢者 障害者	高齢者	高齢者 障害者	高齢者 障害者	高齢者 障害者
午後3時30分 ～5時30分	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般
午後6時30分 ～8時30分	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般

体育室の使用区分

区 分		火	水	木	金	土	日
午前	午前9時 ～正午	センター事業	センター事業	センター事業	センター事業	センター事業	団体使用
午後	午後1時 ～5時	団体使用	個人使用	団体使用	団体使用	個人使用	団体使用
夜間	午後6時 ～9時	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用

3 川越市みよしの支援センター

一般企業に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動の機会を通じて必要な訓練を行うとともに、自立を促進するための支援を行う。

昭和51年5月 開設

定 員 45名

作 業 種 目 (1) リサイクル分別作業 (2) キャップ（缶蓋）加工作業
(3) 電車模型組立・電子部品加工作業 (4) 尿検査キット封入作業
(5) ボールペン芯の箱詰め作業 (6) 七福神製作作業
(7) 縫製品製作作業 (8) アクセサリー製作作業
(9) その他内職作業等

4 川越市職業センター

一般企業に雇用されることが困難な障害者や身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情等により就業能力の限られた要保護者に働く機会を提供するとともに、自立した日常生活や社会生活ができるよう必要な訓練・支援を行う。

昭和57年5月 開設

定 員 80名（障害福祉サービス部門 30名、生活保護法による授産部門 50名）

作 業 種 目 (1) キャップ（缶蓋）加工 (2) タオルの選別・結束
(3) 紙加工 (4) スプレー噴口（ノズル）加工
(5) 組版・印刷

5 川越市障害者総合相談支援センター

障害者が安心して充実した生活を送ることができるよう、障害のある方及びそのご家族からの相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行う。

V 高齢者福祉

本市における高齢者人口は令和6年4月1日現在、95,590人であり、高齢化率は27.09%となっている。

高齢者福祉を推進する施策については、高齢者が豊かな歴史・文化に育まれながら、一人一人にふさわしく、生き生きと充実した生活を送れるまちの実現を目指し、介護が必要な高齢者に関する施策を含めた本市独自の高齢者福祉事業や在宅福祉事業などを実施している。

1 高齢者人口の実態

(各年4月1日現在)

区分 年度	総人口 (A) (人)	65歳以上 (B) (人)	B/A (%)	年 齢 別 人 口 (人)				
				60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
令和4年度	352,896	95,454	27.05	18,706	19,230	26,112	20,711	29,401
令和5年度	352,986	95,430	27.04	19,155	18,403	24,197	21,750	31,080
令和6年度	352,836	95,590	27.09	19,604	18,025	22,468	22,189	32,908

2 高齢者福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和5年度
1 市内循環バス (シャトル) 特別乗車証交付事業	市	70歳以上の方に市内循環バス(シャトル)の特別乗車証を交付する。 (70歳以上90歳未満:1乗車100円、90歳以上:無料)	新規交付人数 1,822人
2 健康ふれあい入浴事業	市	65歳以上の高齢者が市の指定した入浴施設を利用した場合、利用料を1回200円、年6回補助する。	利用延人数 9,486人 金額 1,897,200円
3 敬老マッサージサービス事業	市	70歳以上の高齢者に無料のマッサージ券(年1回分)を発行する。(あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう)	利用者数 1,266人 金額 2,911,800円
4 長寿祝い金支給事業	市	77歳、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者に対して、長寿祝い金として1人10,000円～50,000円を贈呈する。	対象者数 5,006人 金額 72,730,000円
5 金婚祝記念品贈呈事業	市	年内に結婚50年を迎えるご夫婦に記念品を贈呈する。	対象者数 478組
6 在宅高齢者居宅改善費助成事業	市	65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険非該当又は未申請で、対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が10万円以下の方が居宅の改善を行う場合、対象経費の3分の1(10万円限度)以内を助成する。	件数 53件 金額 3,770,000円
7 家具転倒防止器具等取付事業	市	65歳以上のみで構成される世帯に、家具の転倒防止器具の取付(1世帯3台まで無料、器具購入は自己負担)を行う。	件数 15件
8 住替家賃助成事業	市	65歳以上のひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯が家主の都合により立ち退き等により転居した場合、家賃の差額(月額3万円を限度、終期10年間)及び転居一時金(6万円を限度)を助成する。	件数 6件 金額 975,400円

事業名	主体	事業内容	令和5年度
9 高齢者住宅整備資金貸付	市	60 歳以上の高齢者と同居するため家屋を増改築しようとする人（貸付資金の償還能力を有する人）に 200 万円の限度内にて貸付する。	件数 0 件 金額 0 円
10 老人アパート提供事業	市	現在立ち退きを要求されている等、著しく住宅に困窮し住宅の確保に緊急を要するひとり暮らしの高齢者に対して、市が借り上げているアパートを提供する。（空きが出ると募集）	利用人数 6 人
11 老人クラブ育成補助事業	国 市	高齢者の生きがいを増進する老人クラブの育成とクラブ活動の促進を図り、会員数に応じて補助金を交付する。	クラブ数 79 クラブ 金額 4,052,807 円
12 老人クラブ連合会委託事業	市	○シニアスポーツ大会 健康の増進と相互の友愛親睦を深めるため開催する。	開催参加者 R5.10 243 人
		○シニア芸能大会 日ごろの趣味と特技を発表し、同好の和を広げ、明日の生活の張りを見出し、生きがいを高揚する。	春季 41 組・約 700 人 秋季 各地区で実施
		○趣味の作品展 日ごろの趣味と特技を発表し、同好の和を広げ、明日の生活の張りを見出し、生きがいを高揚する。	開催出品数 R5.6 130 点 入場者 集計していない
		○シニアゲートボール大会、シニアグラウンドゴルフ大会 スポーツを通じて、健康の増進と相互の友愛親睦を深め、もって老人福祉の向上を図る。	ゲートボール 22 人 グラウンドゴルフ (春) 225 人 (秋) 240 人
		○囲碁・将棋大会 趣味を通じて、友愛親睦の和を広げる。	—
13 自治会老人憩いの家管理運営費補助事業	市	自治会がその集会所等に付加又は単独で、高齢者のふれあいの場を提供するために整備された老人憩いの家を管理運営する場合に費用の一部を補助する。	憩いの家箇所数 53 箇所 金額 1,414,560 円
14 高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業	市	高齢者に配慮した設備を備えた市営住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行う。	入居世帯数 30 世帯
15 成年後見等制度利用支援事業	市	判断能力の十分でない高齢者が成年後見等（後見、保佐、補助）の審判請求を行う場合に、配偶者や 2 親等以内の親族がいない、又は配偶者等が審判請求を行う見込みがない場合に市長が審判請求を行う。	件数 21 件
16 成年後見制度推進事業	県 市	成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、また、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、成年後見センターを設置し、相談業務等を実施する。	一般相談件数 562 件 弁護士等相談件数 31 件

3 在宅福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和5年度
1 要介護高齢者 手当支給事業	市	65歳以上で在宅の要介護高齢者（要介護3～5の認定を受けている方）に月額8,000円を支給する。	利用延人数 34,286人 金額 274,288,000円
2 家族介護慰労金 支給事業	市	要介護4・5と認定されている方を、現に在宅で介護している家族に年間100,000円の慰労金を支給する。要介護者は、継続して1年間介護保険のサービス及び老人保健法に定める訪問看護を利用していないこと。また、要介護者、家族のいずれも市民税が非課税であること。 ※要介護高齢者手当との重複利用は可能。	件数 5件 金額 500,000円
3 在宅要介護 高齢者等 紙おむつ給付事業	市	要介護高齢者（要介護1～5）で常時失禁の状態にあり、排泄の介助を要する65歳以上の方に紙おむつを給付し、本人及び家族の精神的・経済的負担の軽減を図る。（月5,000円分の現物給付）	利用人数 25,535人
4 訪問 理美容サービス 事業	市	理容師又は美容師が居宅を訪問して理容サービス又は美容サービスを提供する。対象者は、65歳以上の方で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、理容所や美容所へ出向くことが困難な在宅高齢者のうち、要介護認定の結果、要支援1・2又は要介護1～5に認定された方。 費用は、調髪又はカットのみで自己負担額は2,000円。	利用延人数 1,215人 金額 2,673,000円
5 在宅高齢者 配食サービス 事業	市	市内に住所を有する65歳以上の方で、老衰、心身の障害及び傷病の理由により自ら食事を調理すること及び買いに行くことが困難であるひとり暮らしの方に対し、栄養価に配慮した食事を配食し、安否の確認も行う。費用は1食当たり500円。1日1食（昼食又は夕食）、週4回まで利用できる。	利用延人数 4,687人 配食延数 63,583食 金額 22,254,050円
6 要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い事業	市	65歳以上の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者の寝具を丸洗いし、高齢者の衛生と健康の保持を図る。（年1回・無料） ・要介護高齢者…要介護高齢者手当を受給し、対象者及び同居する者のそれぞれが市民税所得割額が非課税の方。 ・ひとり暮らし高齢者…市民税所得割額が非課税の方。	利用人数 193人
7 要介護高齢者 寝具乾燥事業	市	要介護高齢者の寝具を乾燥し、衛生と健康の増進を図る。（年10回）要介護高齢者手当受給者で対象者及び同居する者のそれぞれが市民税所得割額が非課税の方。	利用人数 6人
9 生活管理指導員等 派遣事業	市	65歳以上の介護保険の非該当又は未申請の方及び介護予防生活支援サービス事業の対象とならない方のうち、日常生活を営むことが困難な方に対し生活管理指導員等の派遣を行う。	利用人数 16人 利用延人数 150人
10 生活管理指導 短期宿泊事業	市	65歳以上の介護保険の非該当又は未申請の方のうち、基本的な生活習慣が欠如している方に対し、施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行う。（1年度につき7日以内）	利用延人数 8人 入所延日数 167日
11 徘徊高齢者 家族支援サービス	市	65歳以上的高齢者で、認知症などにより道に迷うおそれのある方を居宅で介護している家族等を対象に、住み慣れた地域で安心して介護ができる環境の整備を図る。 ・徘徊高齢者家族支援サービス…徘徊探知システムの利用に係る経費の一部を助成する。 ・お帰り安心ステッカー…在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のためのステッカーを無料で配布する。	徘徊高齢者家族 支援サービス利 用者数 18人 お帰り安心ステ ッカー交付者数 114人

事業名	主体	事業内容	令和5年度	
介護支援 12 いきいきポイント 事業	市	65歳以上の事業対象者が市の指定する介護関連施設等においてボランティア活動を行った際に、その活動実績に応じたポイントを付与する。蓄積したポイントは、対象者の申出に基づき、活動奨励金や市の特産品等と交換する。	対象者数	506人
日常生活用具 13 給付等事業	市	・電磁調理器・・・65歳以上の在宅で、ひとり暮らし高齢者に給付。 ・火災警報器・自動消火器・・・65歳以上の在宅で、要介護1～5に認定された方及びひとり暮らし高齢者の方に給付。 (上記については、生計中心者の所得によって自己負担有) ・老人用電話・・・65歳以上でひとり暮らしの市民税所得割額が非課税かつ、電話加入権を有していない方に貸与。(利用料、通話料は自己負担)	給付・貸与人数 電磁調理器 自動消火器 火災警報器 老人用電話	17台 3台 4台 6台
緊急通報 14 システム事業	市	65歳以上の独居高齢者で慢性疾患等があり、常時注意を要し、既に電話が設置されている方に対し、緊急事態発生時に消防本部に緊急通報できる装置の貸与を行う。	設置台数 取付総台数	90台 459台
救急情報キット 15 配布事業	市	ひとり暮らしの高齢者世帯等に対し、民生委員を通じ救急時に必要な情報を保管する救急情報キットの配布及び設置補助を行い、日常的な見守り活動を促進する。	件数	538件

4 老人クラブ

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数	93	82	79
会員数(人)	5,553	4,730	4,531
支給補助金(円)	3,696,832	4,136,572	4,052,807

5 高齢者福祉施設

(1) 老人福祉センター

名称	開設年月日	収容人員(人)	利用者数(人)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
西後楽会館	昭和54年4月1日	300	7,156	9,321	26,090

(2) 老人憩いの家

名称	開設年月日	利用定員(人)	開館時間	休館日
小ヶ谷老人憩いの家	平成8年4月1日	75	午前9:00～午後4:30	火曜、年末年始
高階北老人憩いの家	平成8年4月1日	36	午前9:00～午後4:30	火曜、年末年始
川越駅東口老人憩いの家	平成14年7月21日	24	午前9:30～午後5:30	火曜、年末年始

※ 休館日(火曜日)が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たるときは、その以後の直近の同法が規定する休日以外の日が休日となる。

(3) 生活支援ハウス

名 称	利用定員 (人)	年度末入居者数 (人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
メ ト レ	18	11	12	12

(4) 老人ホーム

(令和6年4月1日現在)

名 称	施 設 の 種 類	設 置 者	設置年月日	入所者数 (人)	職員数 (人)
やまぶき荘	養護老人ホーム	川 越 市	昭和58年10月1日	47	19 (6)
花の人の家	軽費老人ホーム (A型)	社会福祉法人育美会	昭和53年8月27日	49	12 (0)
みなみかぜ	ケアハウス	社会福祉法人健友会	平成10年4月1日	15	4 (1)
主 の 園	〃	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉	平成7年10月20日	85	15 (7)

※ () 内数字は非常勤職員数

6 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健・医療・福祉・介護などの様々な面から総合的に支える市の委託機関である。

同センターでは、保健師又は看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、高齢者が抱える問題の解決に向けて支援している。市内9か所に設置している。

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談件数 (件)	53,231	55,853	58,104
権利擁護相談 (件)	403	854	991
予防給付ケアプラン作成 (件)	27,616	29,389	29,587
担当圏域ケア会議 (回)	20	24	45
ケアマネジャー情報交換会 (回)	62	62	46

7 福祉相談センター

どこに相談して良いか、誰に相談して良いか迷っている問題を整理し、解決に向けた総合的な支援調整を行う。また、高齢者のあらゆる相談に応じ、必要な支援を行う。

VI 介護保険

介護保険は、高齢社会において老後の最大の不安要因である介護問題に対して、共同連帯の理念に基づき、社会保険の仕組みを活用して社会全体で対応していくために、平成 12 年 4 月に開始された制度である。

保険者は市町村であり、その財源は、被保険者から集める保険料が二分の一、国・県・市町村からの公費が二分の一となっている。

1 被保険者と保険料

介護保険の被保険者には、65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者の第 2 号被保険者がある。このうち市町村の被保険者管理の対象となる第 1 号被保険者の状況は以下のとおりである。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

65 歳以上 75 歳未満 (人)	75 歳以上 (人)	合 計 (人)	うち外国人被保険者 (人)	うち住所地特例被保険者 (人)
40, 440	55, 116	95, 556	406	508

第 1 号被保険者の保険料は市町村によって異なるが、令和 6 年度の川越市の年額保険料は以下のとおりである。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第 1 段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0. 285	19, 938
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0. 485	33, 930
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0. 685	47, 922
第 4 段階	世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0. 90	62, 964
第 5 段階	世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	基準額	69, 960
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	1. 15	80, 454
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	1. 30	90, 948
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 400 万円未満の方	1. 60	111, 936
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	1. 80	125, 928
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	1. 90	132, 924
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	2. 00	139, 920
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1, 000 万円未満の方	2. 20	153, 912
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1, 000 万円以上の方	2. 40	167, 904

※ 実際に納める金額は、100 円未満を切り捨てた金額となる。

2 認 定

介護保険のサービスを利用するためには介護（支援）が必要かどうかの認定を受ける必要がある。認定者数は、以下のとおりである。

(各年3月末日現在)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和3年度の認定者数（人）	2,095	1,859	3,853	2,709	2,459	2,179	1,320	16,474
割 合（％）	12.7	11.3	23.4	16.4	14.9	13.3	8.0	100.0

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和4年度の認定者数（人）	2,196	1,914	4,062	2,659	2,529	2,237	1,360	16,957
割 合（％）	13.0	11.3	24.0	15.7	14.9	13.2	8.0	100.0

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和5年度の認定者数（人）	2,361	2,059	4,320	2,868	2,661	2,379	1,448	18,096
割 合（％）	13.0	11.4	23.9	15.8	14.7	13.1	8.0	100.0

3 保険給付と利用者負担

要支援又は要介護と認定された方は、介護保険のサービスが利用できる。サービスを利用すると、原則として、かかった費用の9割～7割が介護保険から給付され、1割～3割は利用者の負担になる。この利用者負担については、次のような軽減制度がある。

① 高額介護サービス費の支給

支払いが高額になった場合や低所得者に配慮して利用者負担の1か月の上限額を設けている。

② 居住費、食費の負担軽減

低所得者が介護保険施設に入所したときなどの居住費、食費の負担を軽減する。

③ 介護サービス等利用者負担額の軽減

①②に加え、川越市独自の軽減措置として、住宅改修と福祉用具購入を除く介護サービスを利用したときの低所得者の利用者負担を軽減する。

(令和6年4月1日現在)

対 象 者		①高額介護サービス 費の支給（1か月の個人負担上限額）（円）	②居住費、食費の負担軽減 （1日の負担上限額）			③介護サービス 等利用者負担 額の軽減 （軽減率） （％）	
			食 費 （円）	居 住 費（円）			
				多床室	ユニット型個室		
生活保護を受けている方等		15,000	300	0	820	—	
世帯全員 が市民税 非課税	老齢福祉年金受給者の方	15,000（個人） 24,600（世帯）				50	
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等		390 (600)	370	820		
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方等		650 (1,000)	370	1,310		25
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方等		1,360 (1,300)	370	1,310		
市民税 課税世帯	年収約770万円未満の方	44,400	—	—	—	—	
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000	—	—	—		
	年収約1,160万円以上の方	140,100	—	—	—		

※()内は、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合の額

介護サービス等利用者負担額支給状況

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
50%助成対象者	件数(件)	18,333	20,145	20,381
	負担額(円)	88,158,710	94,130,506	95,908,638
25%助成対象者	件数(件)	11,694	12,718	13,322
	負担額(円)	34,409,629	36,430,310	36,790,347
合 計	件数(件)	30,027	32,863	33,703
	負担額(円)	122,568,339	130,560,816	132,698,985

※件数は年間の延べ申請件数

高額介護サービス費等支給状況

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)		43,707	43,403	45,488
支給額(円)		560,640,042	548,359,113	581,910,707

4 介護保険施設

介護保険施設には、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院の3種類があり、川越市内の施設は以下のとおりである。

介護老人福祉施設（令和6年4月1日現在）

施設名	定員(人)
真 寿 園	100
陽 光 園	80
川越キングス・ガーデン	80
みなみかぜ	80
すみれの里・川越	98
ぽふらの樹	74
アイリス	60
蔵の町・川越	90
八 瀬 の 里	96
小江戸の庭	90
はつかりの里	90
アイリス式番館	50
みどりのまち親愛	90
こ こ し あ	100
やすらーじゅ瑞穂	100
清 風 園 川 越	100
みなみかぜ・燦	20
ひ ろ 家	29
計 18 施設	1,427

介護老人保健施設（令和6年4月1日現在）

施設名	定員(人)
プライムケア川越	80
川越ケアセンター	100
いぶき	120
ケアハイツ・川越	100
瑞穂の里	100
小江戸の郷	60
ユニット型・小江戸の郷	40
はつかり	100
計 8 施設	700

介護医療院（令和6年4月1日現在）

施設名	定員(人)
埼玉病院	47
計 1 施設	47

こども未来部

I 子育てへの支援

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 概要

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」等）」の施行により、平成 27 年度から幼児期の学校教育・保育、地域においてはこども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が実施されることとなった。本市においても、平成 27 年 3 月に「川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現のため、総合的、重点的に子育て支援の取組を進めてきた。

5 年間の計画期間満了に伴い、こどもと子育て家庭環境を取り巻く社会状況の変化等を考慮し、令和 2 年度を始期とする「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とし、将来を担うこどもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心してこどもを生み育てることができ、更に子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指している。

(2) 策定の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定めて、本市のこども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(3) 計画期間等

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

策定後、毎年度本計画に基づく施策の達成状況の点検・評価を行う。

(4) 推進体制

① 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、児童福祉に関する事項を調査審議する機関に加えて地方版子ども・子育て会議として位置付けられたことから、本専門分科会に子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議をしていただいた。

策定後は、総括的に計画の進行管理を行うとともに、計画の達成状況、課題等について調査審議等を行っている。また、認定こども園や保育所の認可に関し、審議等を行っている。

② 川越市子ども・子育て支援推進会議

庁内関係課により組織し、川越市子ども・子育て支援事業計画の円滑かつ計画的な推進を図る。

2 母子保健

(1) 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付

妊娠届出をした妊婦に対し、妊娠・出産の経過やこどもの健康記録等の成長記録となる母子健康手帳を交付している。

年度	妊娠届出 (件)	母子手帳交付 (件)
令和3年度	2,208	2,259
令和4年度	2,151	2,209
令和5年度	1,989	2,063

(2) 妊婦健康診査

妊娠中の異常の早期発見と安全な妊娠・出産のために、妊婦一般健康診査等を実施している。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦一般健康診査1回目	2,154	2,084	1,930
妊婦一般健康診査2回目	2,101	2,091	1,926
妊婦一般健康診査3回目	2,102	2,064	1,929
妊婦一般健康診査4回目	2,147	2,112	1,899
妊婦一般健康診査5回目	2,116	2,093	1,907
妊婦一般健康診査6回目	2,082	2,031	2,051
妊婦一般健康診査7回目	2,121	2,019	1,967
妊婦一般健康診査8回目	2,055	1,989	1,935
妊婦一般健康診査9回目	1,948	1,827	1,818
妊婦一般健康診査10回目	2,062	1,941	1,900
妊婦一般健康診査11回目	1,567	1,430	1,417
妊婦一般健康診査12回目	1,952	1,831	1,776
妊婦一般健康診査13回目	1,528	1,336	1,361
妊婦一般健康診査14回目	800	678	709
計	26,735	25,526	24,525

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師等が訪問し、子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援等を行っている。

年度	令和5年度
実施者数	2,089

(4) 乳幼児健康診査

年 度	4 か月児		1 歳 6 か月児		3 歳児	
	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)
令和 3 年度	48	2, 121	48	2, 265	48	2, 434
令和 4 年度	48	2, 014	48	2, 209	48	2, 289
令和 5 年度	36	2, 020	48	2, 160	48	2, 350

(5) こども家庭センター

母子保健、児童福祉両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等への相談支援を行うなど、切れ目のない支援を実施するとともに、こどもへの虐待に対する予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の相談について対応している。

3 児童福祉

(1) 家庭児童相談

家庭における児童の日常生活上の問題及び知能・言語等に関する相談に応じる。相談内容の内訳は次のとおり。

(単位：件)

区分 年度	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活	非 行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	計
令和 3 年度	197	57	423	0	8, 469	1, 272	82	252	10, 752
令和 4 年度	116	60	247	1	8, 932	1, 217	94	211	10, 878
令和 5 年度	163	167	469	17	8, 351	1, 347	44	145	10, 703

相談件数

(単位：件)

月 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
令和 3 年度	794	907	997	845	797	786	1, 092	1, 128	844	660	824	1, 078	10, 752
令和 4 年度	781	841	1, 163	965	843	1, 043	850	712	805	937	800	1, 138	10, 878
令和 5 年度	907	777	1, 007	940	773	849	850	860	944	900	947	949	10, 703

(2) 手当等について

種別 区分		児童手当		児童扶養手当
概要		児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする		父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方や児童を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする
要件		中学校修了前（15 歳の年度末まで）の児童を養育している者		①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母に一定の障害がある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母に 1 年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童 ⑨棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 ⑩所得・年金併給制限等 ⑪児童が児童福祉施設等に入所していないこと
支給額		児童 1 人当たり 0 歳～3 歳になる月まで		

(令和6年4月1日現在)

特別児童扶養手当	遺児手当	
精神又は身体に一定の障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、これらの者の福祉増進を図ることを目的とする。	父母のいない児童の保護者に手当を支給することにより、これらの児童の健全な育成を目的とする。	
・精神又は身体に一定の障害を有する20歳未満の児童を養育していること。 ・申請する者や児童が日本国内に住所を有していること。 ・児童が児童福祉施設等に入所していないこと。 ・児童自身が障害を事由とする年金給付を受けていないこと。	・父母のいない（父母が児童と同居せず、扶養していない場合も含む。）15歳の年度末までの児童を養育していること。 ・児童及び保護者が本市に住所を有し、同居していること。 ・児童が養護施設に入所していないこと。	
1級 月額55,350円 2級 月額36,860円 ※申請者や配偶者、及び同居等生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得が、所得制限額を超えた場合は、手当の支給が停止になる。	児童1人当たり 月額8,500円	
各年12月31日現在の 受給資格者数（人）	児童数（人）	総額（千円）
636	延140	1,190
648	延146	1,241
676	延146	1,241

(3) 川越市子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、宿泊を伴うショートステイ事業や平日の夜間にトワイライトステイ事業を実施し、必要な養育を行う。

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
トワイライトステイ	利用世帯数（世帯）	9	10	8
	利用児童数（人）	9	10	8
	延利用人数（人）	29	93	203
ショートステイ	利用世帯数（世帯）	8	7	9
	利用児童数（人）	9	7	9
	延利用人数（人）	134	126	173

(4) 児童虐待防止SOSセンター

児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援を図るため、専用のフリーダイヤル電話を設け市民等から児童虐待に関する通告、相談に応じる。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受付件数（件）	580	491	618

(5) ファミリー・サポート・センター事業

「子どもの一時預かり」「保育施設などへの送迎」等の会員同士の相互援助活動を支援し、地域全体で子育てを支援する環境の更なる整備と促進を図っている。

(6) 緊急サポートセンター事業

ファミリー・サポート・センター事業では対応の難しい「緊急時の一時預かり」「病児・病後児の預かり」「宿泊を伴う預かり」等の会員同士の相互援助活動を支援し、地域全体で子育てを支援する環境の更なる整備と促進を図っている。

(7) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童を、保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により家庭において保育できない場合、一時的に預けることができる。

(8) 地域子育て支援拠点事業

育児に悩む保護者のために、電話及び面接相談の実施や子育て支援センター・つどいの広場・わくわく広場を開室し、子育ての交流の場や情報を提供するとともに、子育て講座の開催、子育てサロン等の育成支援を行っている。

(9) 利用者支援事業（基本型）

子育て家庭の身近な場所で相談を受け、ニーズに合った子育て支援の施設やサービスの情報を提供し、円滑にサービスが利用できるよう支援を行っている。

(10) 放課後児童健全育成事業（民間放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の放課後等における健全な育成を図るため、市内1か所の民間放課後児童クラブに対し、事業の実施に要する経費の一部について補助を行っている。

(11) 川越市多子世帯応援クーポン事業

多子世帯の育児に係る経済的・身体的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的として、埼玉県が実施する第3子以降のこどもが生まれた世帯に子育て支援サービス等に利用できるチケットを配布する事業において、金額を上乗せした「川越市3キュー子育てチケット」を申請により配布。県事業の終了に伴い令和5年3月生まれをもって配布を終了。

年度	配布件数（件）
令和3年度	338
令和4年度	343
令和5年度	75

(12) 川越市子育てファミリー応援給付金事業

こどもの出生を祝福し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、孤育てやワンオペ育児などを防止することを目的として、令和5年4月1日以降に出生した満1歳未満の乳児と川越市内で同居する保護者に対し「川越市子育てファミリー応援給付金」を支給している。

年度	支給済乳児数（人）
令和5年度	1,946

4 ひとり親福祉

ひとり親家庭の保護者の中には、子育てと仕事の両立など、養育に関する不安を抱えている方も少なくない。

このため、ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制を整えるとともに、日常生活や経済的な支援の充実を図る。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業（就業相談）、就業支援講習会開催、就業情報提供及び養育費に関する相談を行い、「就業支援」及び「養育費の確保」の両面からひとり親家庭の自立（就労）に向け、総合的にサポートする。

(2) ひとり親家庭等生活支援事業

子育てと生計の維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。

(3) ひとり親家庭等学習支援事業

市内の児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭等の中学生を対象に、学習の支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学等の相談に応じる。

(各年度合計)

年度	利用人数 (人)	授業回数 (回)
令和3年度	87	217
令和4年度	72	262
令和5年度	101	219

(4) 自立支援給付金事業

① 高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の母又は父が、一定資格を取得するために養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業した場合、4年間を上限として、受講期間中は高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。

(各年度合計)

年度	高等職業訓練促進給付金			修了支援給付金
	支給人数 (人)	支給延月数 (月)	該当資格 (人)	支給人数 (人)
令和3年度	31	326	看護師 11 理学療法士 3 准看護師 13 美容師 1 鍼灸師 2 保育士 1	9
令和4年度	27	266	看護師 9 准看護師 13 鍼灸師 2 保育士 1 歯科衛生士 1 デジタル関連資格 1	9
令和5年度	29	328	看護師 12 准看護師 9 鍼灸師 2 保育士 1 歯科衛生士 3 デジタル関連資格 2	7

② 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。

年度	支給人数 (人)
令和3年度	7
令和4年度	7
令和5年度	3

(5) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立（就労）に向けた支援を行う。

年度	プログラム策定件数（件）	うちハローワーク支援要請（件）
令和3年度	11	11
令和4年度	8	8
令和5年度	6	6

(6) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の様々な悩みや社会生活全般についてのあらゆる相談に応じている。（単位：件）

年度	種別	職 業 について	公的援助 について	住 宅 について	こども について	生活全般	合 計
令和3年度		1,103	2,699	131	880	559	5,372
令和4年度		1,006	2,451	130	713	478	4,778
令和5年度		978	2,547	111	572	567	4,775

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立を図るために、福祉資金の貸付けをする。

資金名	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
事業開始資金		0	0	0	0	0	0
事業継続資金		0	0	0	0	0	0
修学資金		48	33,474	50	31,037	52	28,866
技能習得資金		0	0	1	816	3	1,722
修業資金		0	0	0	0	0	0
就職支度資金		0	0	0	0	0	0
医療介護資金		0	0	0	0	0	0
生活資金		1	90	2	366	1	324
住宅資金		0	0	0	0	0	0
転宅資金		0	0	1	136	3	559
就学支度資金		23	11,845	29	13,841	11	5,505
結婚資金		0	0	0	0	0	0
合 計		72	45,409	83	46,196	70	36,976

Ⅱ 青 少 年

1 基本施策

次代を担う青少年が誇りと自覚を持ち、のびのびと健やかに成長していくことは、市民全ての願いである。

青少年が社会との関わりを自覚しながら自己を確立していけるよう、家庭、学校、警察、行政、そして関係団体など、地域を取り巻く社会が一体となり、市民総ぐるみで青少年健全育成を図るものである。

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 自主活動の推進 | 4. 非行防止の推進 |
| 2. 育成体制の充実 | 5. 地域活動の推進 |
| 3. 育成施設の整備・充実 | |

2 関係機関・団体

川越警察署、福祉事務所、児童相談所、家庭裁判所、公共職業安定所、少年刑務所、学校その他教育機関、PTA、子ども会育成団体連絡協議会、民生委員児童委員協議会連合会、保護司会、更生保護女性会、交通安全母の会、防犯協会、自治会、青年会議所、青少年を育てる市民会議、少年補導員会 等

3 川越市青少年を育てる市民会議

青少年を育てる会の組織拡充のため、青少年育成関係団体と従来の地区青少年を守る会が連携して、昭和 59 年 7 月、川越市青少年を育てる市民会議が発足した。加盟の各種団体は相互に補完し合い、青少年の健全育成・非行防止・環境浄化活動を展開している。

活動例 …… 犯罪被害防止及び水難事故防止活動、こども 110 番の家事業の推進、青少年健全育成市民大会、青少年育成活動顕彰（かしの木褒賞）、青少年地域活動顕彰（やまぶき褒賞）、川越市少年の翼事業の受託、川越市少年の主張作文 等

4 青少年団体

地域社会における実践的な青少年活動を行う団体の自主活動を振興し、もって青少年の健全育成を図るため活動支援を行う。

川越市青少年相談員協議会、ボーイスカウト西部初雁地区川越協議会、ガールスカウト川越地区協議会、川越市吹奏楽団、川越市少年の船・翼修了者の会、川越少年少女合唱団

5 少年補導員

学校・地域・関係機関との密接な連携を図りながら、街頭補導活動や相談業務を通して、青少年による問題行動等の未然防止、早期発見・指導及び青少年の犯罪被害防止に努めている。また、青少年に望ましい環境の確保を推進するとともに、社会のルールや生命の尊さ等、規範意識の啓発を積極的に展開している。

①街頭補導の充実

②相談業務の充実

③関係機関等との連携

④広報啓発活動の推進

⑤青少年に望ましい環境の確保

⑥少年補導員の資質の向上

年度別街頭補導実績

区分 年度	実施回数	声かけ数
令和3年度	250	1,083
令和4年度	349	2,010
令和5年度	403	2,828

(令和5年度)

学識別 行為別	不健全性的行為	不良交友	遊技場出入	金品持出乱費	自転車二人乗	無灯火他違反	帰宅誘導	路上遊び	怠学・怠業	喧嘩・たかり	危険な遊び	喫煙	いたずら	他機関へ連絡	その他	問題のない行為	良い行為
未就学等																144	
小学生			4			7	672	5			28				31	785	11
中学生					2	3	110								23	345	13
高校生			8		2	1	57								3	259	
他・一般						12	3								5	291	4
合計	0	0	12	0	4	23	842	5	0	0	28	0	0	0	62	1,824	28
昨年同期	0	0	0	0	0	5	700	1	0	0	12	6	2	0	70	900	314
増減	0	0	12	0	4	18	142	4	0	0	16	-6	-2	0	-8	924	-286

6 児童センターこどもの城

所在地	石原町1丁目41番地2
建物	鉄筋コンクリート造2階建、延1,148.1㎡
施設の内容	プレイルーム、遊戯室、創作室、集会室、図書室、視聴覚室、プラネタリウム、天体観測室
対象	満18歳未満の児童及びその保護者（プラネタリウム、天体観測室は一般利用可）
料金	プラネタリウムのみ1人1回につき100円
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導 ③プラネタリウム、天体観測等天文学習指導

利用状況 (単位：人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	20,416	24,682	42,629

(令和5年度 単位：人)

児 童 館 部 門	プラネタリウム部門	天体観測部門	計
40,556	2,058	15	42,629

7 川越駅東口児童館

所在地	菅原町23番地10 クラッセ川越4F
建物	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建（2,641.19㎡）うち4階部分（388.11㎡）
施設の内容	遊戯体育室、創作室、図書室、ホール、屋外広場
対象	満18歳未満の児童及びその保護者
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導

利用状況 (単位：人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	6,349	9,424	19,312

8 高階児童館

所在地	大字藤間 27 番地 1 高階市民センター 1F
建物	鉄筋コンクリート造 2 階建 (4,442.53 m ²) うち (349.77 m ²)
施設の内容	遊戯室、ホール
対象	満 18 歳未満の児童及びその保護者
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導

利用状況

(単位：人)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人員	18,516	21,394	37,393

9 児童遊園

地域における幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的として、児童遊園の新設・整備を行い、遊びを創造できる自由な空間の形成に努めている。

(令和 6 年 4 月 1 日 現在)

設 置 数	総面積 (m ²)	公有地 (m ²)	私有地 (m ²)	寺社地 (m ²)
143	72,809	16,518	31,211	25,080

Ⅲ 医 療 助 成

1 こども医療費の支給

市内に住所があり、健康保険に加入している高校生年代（18歳の年度末まで）にあるこどもの保護者に対して、通院・入院に係る費用について、保険診療の一部負担金を支給する。

令和4年10月から現物給付（窓口無料化）の範囲を川越市内から埼玉県内の医療機関等にまで拡大し、令和6年4月から対象年齢を高校生年代（18歳の年度末まで）へ引き上げた。

年 度	対象者数（人）※	支給件数（件）	支給金額（円）	支給方法
令和3年度	43,702	543,184	1,040,256,526	令和4年10月から原則、埼玉県内で受診した場合は現物給付 県外は償還
令和4年度	43,012	589,603	1,098,757,865	
令和5年度	43,279	687,959	1,305,898,847	

※令和3年度及び令和4年度は、月の初日現在の対象者数を合計して、12月で除した値。

※令和5年度は、令和6年3月1日時点の値。

2 ひとり親家庭等医療費の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親等及び18歳の年度末までのこども（一定の障害のあるこどもは20歳未満）に対し、保険診療の一部負担金を支給する。

令和5年1月から埼玉県内の医療機関等において現物給付（窓口無料化）を開始した。また、これに併せて自己負担金の廃止、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の支給を廃止した。

年 度	対象者数（人）※	支給件数（件）	支給金額（円）	支給方法
令和3年度	2,675	21,432	60,632,309	令和5年1月から原則、埼玉県内で受診した場合は現物給付 県外は償還
令和4年度	3,087	24,856	68,640,389	
令和5年度	4,498	54,514	134,569,825	

※令和3年度及び令和4年度は、月の初日現在の対象者数を合計して、12月で除した値。

※令和5年度は、令和6年3月1日時点の値。

Ⅳ こどもの教育・保育

1 幼稚園

市内の幼稚園は、全て私立幼稚園として設置・運営されており、学校教育法等に基づき、満3歳から小学校就学前までの子どもが通う施設である。

(各年5月1日 現在)

年度	園数	園児数(人) ※ 市外在住園児数を含む。			
		3歳	4歳	5歳	計
令和4年度	24	1,328	1,418	1,497	4,243
令和5年度	23	1,217	1,352	1,420	3,989
令和6年度	21	1,057	1,164	1,329	3,550

※ 満3歳は、3歳を含む。

2 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設である。幼稚園部分(1号認定)、保育部分の満3歳以上(2号認定)、保育部分の満3歳未満(3号認定)の3つの利用区分がある。

(令和6年4月1日 現在)

施設名	利用定員及び園児数(人)							
	1号		2号		3号		計	
	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数
ひかりの子認定こども園	90	62	45	45	24	24	159	131
認定こども園のぞみ幼稚園	56	12	33	21	24	17	113	50
認定こども園泉の森川越	15	18	40	42	30	33	85	93
芳野台こども園	15	4	50	51	40	38	105	93
認定こども園ふじま幼稚園	180	75	45	70	12	17	237	162
認定こども園初雁幼稚園	45	40	18	18	12	12	75	70
認定こども園岡田幼稚園	75	65	36	34	24	21	135	120
認定こども園霞ヶ関幼稚園	127	77	33	56	17	17	177	150
認定こども園あそか幼稚園	42	18	18	18	12	12	72	48
認定こども園川越なかよし幼稚園	90	78	30	21	20	20	140	119

3 保育園

保育園は、保護者が仕事に従事したり、病気にかかっているため、家庭において十分保育することができない就学前の児童を児童福祉法に基づき、保護者に代わって保育することを目的とする施設である。

近年、女性の職場進出に伴う低年齢児保育及び長時間保育、障害児保育等、保育需要の多様化が求められている。

本市においても、これらの問題に対処すべく保育園の改築に際しては保育のニーズの高い低年齢児の受入れが容易になるよう設備の充実を図るとともに、保育の充実を目指し鋭意努力している。

(令和6年4月1日現在)

※ 職員数の（ ）内は臨時職員数。管外受託児童数は含まず。

(令和6年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
法人立	1	下田保育園	100	6	13	16	20	16	18	89
	2	むさしの保育園	60	4	10	11	14	14	13	66
	3	増美保育園	120	7	16	25	26	24	25	123
	4	まきば保育園	90	6	11	17	20	20	17	91
	5	おおぞら保育園	90	—	11	12	15	12	20	70
	6	バンビ保育園	80	8	13	13	13	13	15	75
	7	貴精保育園	80	6	11	14	18	18	18	85
	8	高の葉保育園	100	8	16	20	19	20	19	102
	9	マーカレット保育園	60	2	7	8	15	12	13	57
	10	芳野保育園	60	3	8	9	12	14	14	60
	11	風の子保育園	60	2	12	12	13	13	13	65
	12	笠幡菜の花園保	60	7	10	12	12	13	12	66
	13	はるかぜ保育園	60	1	11	12	12	11	13	60
	14	風の子第二園保	60	4	12	10	13	13	13	65
	15	伊佐沼すまいる園保	60	4	14	11	9	9	6	53
	16	さくらんぼ園保	90	5	8	15	15	15	14	72
	17	あゆみ保育園	90	9	15	18	20	19	19	100
	18	おがやの里おもだ保育園	60	6	9	10	12	12	13	62
	19	増美保育園園本川越分園	16	0	8	—	—	—	—	8
	20	ねむの木保育園	60	4	10	11	12	10	12	59
	21	かつらの木園保	116	8	16	16	22	21	25	108
	22	慶櫻南台保育園	60	5	15	13	14	12	7	66
	23	ともいき保育園	60	8	11	10	11	12	12	64
	24	増美保育園田町	90	6	16	18	13	18	18	89
	25	レイモンド園保	90	5	16	18	18	16	18	91

(令和6年4月1日現在)

区 分	施 設 名		定 員 (人)	保育の実施児童数 (人)						
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
法 人 立	26	星 の 子 み の り 保 育 園	90	7	16	16	16	15	15	85
	27	音 羽 の 森 保 育 園	90	7	16	17	17	16	17	90
	28	川 越 七 歩 保 育 園	100	5	18	18	20	20	20	101
	29	紀 秀 会 川 越 や ま だ 保 育 園	100	6	19	17	23	17	21	103
	30	マーガレット保育園 い な ほ 分 園	22	1	6	8	—	—	—	15
	31	増 美 保 育 園 川 越 駅 前 分 園	7	2	4	—	—	—	—	6
	32	さ く ら ん ぼ 第 二 保 育 園	100	7	17	16	14	17	13	84
	33	か つ ら の 木 第 2 保 育 園	46	2	8	9	9	9	8	45
	34	音 羽 の 森 第 二 保 育 園	100	7	16	18	20	19	20	100
	35	おひさま川越富士見町	60	5	8	12	12	10	12	59
	36	どんぐりの森保育園	100	6	12	15	15	16	17	81
	37	高階すまいる保育園	80	12	15	14	14	17	11	83
	38	紀秀会川越南やまだ 保 育 園	100	5	19	14	21	15	18	92
	39	増 美 保 育 園 川 越	60	6	8	12	11	13	12	62
	40	星 の 子 第 二 保 育 園	29	1	5	5	5	5	5	26
	41	まーぶるきらり保育園	60	4	10	10	12	12	12	60
小 計			3,016	207	496	532	577	558	568	2,938

管外受託児童数は含まず。

(令和6年4月1日現在)

区 分	施 設 名		定 員 (人)	保育の実施児童数 (人)						
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
小規模保育・事業所内保育	1	たむら保育園	19	2	9	7	—	—	—	18
	2	すみれ保育園	19	6	6	6	—	—	—	18
	3	つぼみ保育園	19	2	9	8	—	—	—	19
	4	なのはな第二保育園	11	0	0	0	—	—	—	0
	5	あそびのてんさい新河岸第二保育園	17	1	9	6	—	—	—	16
	6	並木あすなろ保育園	19	0	1	6	—	—	—	7
	7	やしのみ保育園	19	1	8	8	—	—	—	17
	8	まーぶる保育園 しんがし園	12	2	4	5	—	—	—	11
	9	ぼっかぼか園	19	4	8	7	—	—	—	19
	10	ちゅうりっぷ園川越	19	1	9	8	—	—	—	18
	11	上戸保育園	19	5	9	7	—	—	—	21
	12	おひさま保育園川越	19	2	9	8	—	—	—	19
	13	あそびのてんさい新河岸保育園	19	3	8	10	—	—	—	21
	14	ありす保育園	19	2	7	6	—	—	—	15
	15	めだか保育園	19	1	9	6	—	—	—	16
	16	川越ベビーホーム	15	1	7	7	—	—	—	15
	17	あしたばこども園乳児舎	13	1	4	4	—	—	—	9
	18	なのはな保育園	19	2	8	7	—	—	—	17
	19	星の子乳児保育園	19	1	6	7	—	—	—	14
	20	あかり保育園	12	3	5	5	—	—	—	13
	21	さくらんぼ第三保育園	19	3	7	5	—	—	—	15
	22	ミルキーホーム川越園	17	0	9	11	—	—	—	20
	23	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	13	1	5	3	—	—	—	9
	24	秀学会川越クレアモール 保育園	27	3	11	5	—	—	—	19
	25	かつらの木ハート保育園	15	1	5	6	—	—	—	12
	26	ベビーかろーれ川越	17	1	7	9	—	—	—	17
	27	くっきいず保育園	16	1	7	5	—	—	—	13
	28	ヤオコー川越保育園	5	2	3	5	—	—	—	10
	29	陽だまり保育園	9	1	4	6	—	—	—	11
	30	希望保育園第2	5	1	3	3	—	—	—	7
	31	あそびのてんさい新河岸 第三保育園	24	4	14	14	—	—	—	32
		小 計		513	58	210	200	—	—	—
市立・法人立・小規模・事業所内 合 計			5,299	316	904	1,023	920	880	893	4,936

管外受託児童数は含まず。

(2) 保育園入園状況

(各年4月1日現在)

年度 \ 区分	就学前児童数 (A) (人)	保育園入園児童数 (B) (人)	入園率 B/A ×100 (%)
令和4年度	14,935	4,498	30.1
令和5年度	14,495	4,475	30.9
令和6年度	13,957	4,878	35.0

※ 管外受託児童数は含まず。

(3) 保育の実施状況

(各年4月1日現在)

年度 \ 区分	定員 (人)	入園希望 児童数 (人) ①	保育の実施 児童数 (人) ②	未入所 児童数 (人) ③=①-②	入園希望児童に対する 保育の実施率 (%) ② / ① × 100
令和4年度	5,891	5,750	5,428	322	94.4
令和5年度	5,923	5,843	5,539	304	94.8
令和6年度	5,968	6,064	5,629	435	92.8

※ 管外受託児童数は含まず。管外委託児童、認定こども園の保育部分含む。

(4) 令和5年度保育園経費

区 分		事業費 (円)	財 源 内 訳 (円)			
		実施弁済	国庫支出金	県支出金	保護者負担金	一般財源
運営費	公立	3,123,181,020	7,752,000	22,609,167	255,677,056	2,837,142,797
	法人立	4,660,472,859	1,949,747,859	839,631,845	435,040,651	1,436,052,504
	合 計	7,783,653,879	1,957,499,859	862,241,012	690,717,707	4,273,195,301

※ 公立の実施弁済額から受託児童に係る他市負担金や川鶴保育園に係る鶴ヶ島市運営費負担金等を除く。

(5) 保 育 料

保育料は、その世帯の市民税額により決定する。

保育料額表

3歳未満児（3歳以上児の保育料は令和元年10月から無料）

（令和6年4月1日現在）

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分			保育料額（月額：円）	
階層	定義		上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合	
A	生活保護世帯等		0	
			0	
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の非課税世帯		0	
			0	
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみの課税世帯		6,000	
			5,800	
D1	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その保育料算定所得割の額が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	6,500	
			6,300	
D2		15,000円以上48,600円未満	7,400	
			7,200	
D3		48,600円以上53,000円未満	8,200	
			8,000	
D4		53,000円以上60,000円未満	9,900	
			9,700	
D5		60,000円以上70,000円未満	11,900	
			11,600	
D6		70,000円以上80,000円未満	16,200	
			15,900	
D7		80,000円以上100,000円未満	21,600	
			21,200	
D8		100,000円以上115,000円未満	28,100	
			27,600	
D9		115,000円以上130,000円未満	35,200	
			34,600	
D10		130,000円以上145,000円未満	42,200	
			41,400	
D11		145,000円以上170,000円未満	44,400	
			43,600	
D12		170,000円以上200,000円未満	50,400	
			49,500	
D13		200,000円以上235,000円未満	52,800	
			51,900	
D14		235,000円以上270,000円未満	55,200	
			54,200	

D15	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その保育料算定所得割の額が次の区分に該当する世帯	270,000円以上300,000円未満	57,200
			56,200
D16		300,000円以上340,000円未満	58,500
			57,500
D17		340,000円以上365,000円未満	58,900
			57,800
D18		365,000円以上	59,300
			58,200

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 3歳未満児 当該年度の初日の前日（第8号において「基準日」という。）において3歳未満の子どもをいう。
 - 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。次号及び第6項第2号において「府令」という。）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
 - 保育短時間認定 府令第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
 - 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
 - 非課税世帯 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税を課されない者（同法第323条の規定により市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。
 - 均等割の額 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
 - 保育料算定所得割の額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
 - 3歳以上児 基準日において3歳以上の子どもをいう。
- 保育料算定所得割の額及び均等割の額については、地方税法の規定による市町村民税の所得割及び均等割の算定方法を基準として次に定めるところにより算定するものとする。
 - 保育料算定所得割の額を算定する場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
 - 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を保育料算定所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を保育料算定所得割の額又は均等割の額とする。
 - 保育料算定所得割の額の算定については、当該子どもと同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である者に限る。）の保育料算定所得割の額の合計額とする。
- C階層の世帯及びD₁階層からD₁₈階層までの世帯のうち前項に規定する保育料算定所得割の額が77,101円未満の世帯であって、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育（保育に限る。）のあった月において子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。次項及び第5項において「政令」という。）第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する場合における当該子どもに係る保育料の額は、0円とする。
- C階層からD₁₈階層までの世帯であって、同一世帯に負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項及び次項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、前項に規定する場合を除き、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下この表及び次項において同じ。）	保育料額表に定める額
(2) (1)以外の負担額算定基準子どものうち2番目の年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1)及び(2)以外の負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

- 5 C階層の世帯及びD₁階層からD₁₈階層までの世帯のうち第2項に規定する保育料算定所得割の額が57,700円未満の世帯であつて、特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、第3項に規定する場合を除き、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

- 6 次に掲げる場合における当該月の保育料の額は、日割計算によって算定した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- (1) 月の途中において、入所し、又は退所した場合
- (2) 府令第58条第4号に規定する災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないとき。
- 7 本市以外の市町村において教育・保育給付認定を受けた場合の保育料の額は、当該教育・保育給付認定を行った市町村が定めるところによる。

4 児童発達支援施設

川越市児童発達支援センターは、児童発達支援センター「あけぼの児童園」と児童発達支援事業所「ひかり児童園」を統合し、定員数の増員や相談支援体制の強化等の整備をした上で平成31年4月に新たにオープンした。

当センターは、地域にある身近な児童発達支援施設として、通所（通園）を利用することもへの支援だけではなく、発育発達に不安や心配のある子ども及びその保護者を対象とした相談支援等を行う施設である。

(1) 児童発達支援センターの概要

開 設	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	構 造	建 設 費（千 円）	施 設 内 容
平成31年4月1日	4,470.39	延2,367.29 1階(1,446.38) 2階(920.91)	鉄骨造 2階建	1,009,923	指導室 プレイルーム 調理室 医務室 事務室 室内プール 会議室 相談室 療教室 言語聴覚室 待合室 その他

(2) 児童発達支援センターの職員数(人)

所 長：1 副所長：1 事務員：2(1) 調理員：2(3) 用務員：1 補助作業員：(1)
 保育士：25(30) 看護師：1(2) 保健師：2 社会福祉士：1 相談支援専門員：(3)
 臨床心理士：(1) 臨床発達心理士：(2) 理学療法士：1 作業療法士：1(3)
 言語聴覚士：1(2) 栄養士：2 ※その他嘱託医4人
 ※ 令和6年4月1日現在、()内は会計年度任用職員数

(3) 通所支援事業 通園（通園あけぼの・通園ひかり） 【法定事業】

目 的 就学前の心身の発達に遅れや心配のあるこどもと保護者のための通園施設。児童福祉法に規定する福祉型児童発達支援を実施。一人一人の発達状態及び特性に応じた個別支援計画を立て、適切かつ総合的な働きかけを早期から行うことにより成長発達を促す。

対 象 就学前の心身の発達に遅れや心配のあるこどもとその保護者。

定 員 80 人

通園あけぼの（令和4年度から親子クラス含む人数）利用延人数

（単位：人）

年度 年齢		令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳	男	1,400	941	1,227
	女	603	322	67
4歳	男	1,239	1,981	1,281
	女	450	909	791
5歳	男	1,410	1,602	2,711
	女	900	724	1,185
合計		6,002	6,479	7,262

通園ひかり（概ね0～2歳は親子クラス、3～5歳は単独クラス）利用延人数

（単位：人）

年度 年齢		令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	男	10	0	29
	女	0	5	48
1歳	男	81	151	101
	女	93	0	0
2歳	男	336	147	150
	女	72	156	16
3歳	男	0	1,059	468
	女	61	188	237
4歳	男	692	0	1,190
	女	1,195	168	331
5歳	男	719	748	0
	女	300	880	186
合計		3,559	3,502	2,756

(4) 相談支援事業

① 一般相談

目 的 主に就学前の心身の発達や障害に関する総合的な相談。保護者や関係機関からの相談に応じ、適切な支援につなぐ。

② 障害児相談支援 【法定事業】

目 的 「障害児支援利用計画」の作成、モニタリング、福祉サービス等の調整を行う。

一般相談・障害児相談支援利用延人数

(単位：人)

相談内容	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般相談		985	1,161	1,087
障害児相談支援		1,733	1,312	1,382
合計		2,718	2,473	2,469

③ 親子教室

目 的 小集団での親子活動を楽しみながら、同年代のこどもと関わり、様々な遊びや活動を通して言葉や心身の発達を促す。

対 象 主に、言語・コミュニケーションなどについて遅れや心配のあるこどもとその保護者。

親子教室利用延人数

(単位：人)

教室名	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ぺんぎん (2～3歳児) (他の所属なし)	保護者	415	434	701
	こども	414	434	715
くじら (3歳児以上) (他の所属あり)	保護者	373	419	179
	こども	373	419	179
らっこ (3歳児以上) (他の所属なし)	保護者	134	—	—
	こども	134	—	—
かもめ (1歳児) (他の所属なし)	保護者	—	22	—
	こども	—	22	—
合計		1,843	1,750	1,774

(らっこグループは令和3年度のみ、かもめグループは令和4年度のみ実施)

④ 専門相談

目 的 0歳から18歳までの発達発達に不安や心配のあるこども及び障害のあるこどもとその保護者の生活のしにくさに対し、遅れや障害、発達特性に応じて理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)、心理相談員等が個別に相談(支援)を行う。

⑤ 巡回相談

目 的 保育所等からの依頼により、保育所等に通う発育発達に不安や心配のあるこどもや障害のあるこどもに対し、こどもの通う施設等を訪問してこどもの心身の状況及びその置かれている環境に応じた支援を行う。

対 象 保育園・幼稚園などに通う発育発達に心配や不安のあるこども及び障害のあるこども

⑥ 保育所等訪問支援 【法定事業】

目 的 保護者からの依頼により、保育所等に通う発育発達に不安や心配のあるこどもや障害のあるこどもに対し、こどもの通う施設等を訪問してこどもの心身の状況及びその置かれている環境に応じた支援を行う。

対 象 保育園・幼稚園などに通う発育発達に心配や不安のあるこども及び障害のあるこども

⑦ 地域連携・研修啓発

目 的 関係機関の職員、保護者、市民等を対象とした研修会・講演会の企画・実施。

専門相談等利用延人数

(単位:人)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談内容				
専門相談	理学療法	692	576	956
	作業療法	1,097	931	1,526
	言語療法	1,257	1,294	1,120
	心理相談	321	315	285
巡回相談	理学療法	32	32	25
	作業療法	7	9	19
	言語療法	0	0	0
	心理相談	3	0	0
	その他	4	2	0
保育所等訪問支援	理学療法	9	10	20
	作業療法	0	0	0
	言語療法	0	0	0
	心理相談	0	0	0
合計		3,422	3,169	3,951

保 健 医 療 部

I 保健医療推進

主な事務内容は、保健医療行政の企画・調整に関すること、救急医療体制に関すること及び医療供給体制の整備に関することである。

1 救急医療体制

病院群輪番制による第二次救急医療体制

病院群輪番制参加病院数

年度	医師会	東入間医師会			計
	川越市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	
令和3年度	8	3	1	2	14
令和4年度	8	3	1	2	14
令和5年度	8	3	1	2	14

2 医療供給体制の整備

病診連携推進事業推進状況

年度	外来患者紹介数（人）	研修等（回）	検討会等（回）
令和3年度	9,235	3	2
令和4年度	12,388	4	1
令和5年度	12,137	4	1

Ⅱ 国民健康保険

1 国民健康保険制度

国民健康保険は、国民皆保険の中核として、職域を対象とする健康保険や共済保険加入者以外の人達を対象とし、地域を単位とし、昭和13年に発足した医療保険制度であり、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡の保険事故に対し、必要な保険給付を行うものである。

当初の国民健康保険は、任意設立の組合方式であったので、なかなか普及せず、本市においても昭和20年になって初めて設立されたが、まもなく事業中止となった。

しかし、昭和23年の法律改正により、保険者は原則として市町村とすることとされ、強制加入方式を取り入れて、公営主義が打ち出された。この改正を受けて、昭和24年10月から川越市国民健康保険事業が開始された。当時の加入状況は、7,018世帯、30,481人で加入割合は全体の59%であった。

昭和34年4月には現行の国民健康保険法が施行され、令和6年4月1日現在の加入状況は、45,490世帯、65,491人、加入割合は全体の18.56%となっている。

なお、平成20年4月から、後期高齢者医療制度が始まり、被保険者の対象が75歳未満となった（一定の障害認定を受けている65歳以上75歳未満の方については後期高齢者医療制度の選択が可能）。

また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すこととなった。

○給付状況 ——— 義務教育就学前の乳幼児については8割、70歳から74歳の前期高齢者については8割（又は7割）給付となっている。
その他の被保険者は7割の給付となっている。

○保険税 ——— 本市の保険税は、従前は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）で納付額の算定をしていたが、昭和54年度から2方式（所得割、均等割）により算定するよう改正された。

（1） 国民健康保険加入状況

（令和6年3月末現在）

世 帯			人 口		
総世帯数（世帯）	加入世帯数（世帯）	加入割合（%）	総人口（人）	被保険者数（人）	加入割合（%）
168,317	45,490	27.03	352,836	65,491	18.56

（2） 年度別加入状況

（各年度末現在）

区 分 年 度	世 帯			人 口		
	総世帯数 （世帯）	加入世帯数 （世帯）	加入割合 （%）	総人口 （人）	被保険者数 （人）	加入割合 （%）
令和3年度	164,413	48,675	29.61	352,896	72,510	20.55
令和4年度	166,362	46,779	28.12	352,986	68,398	19.38
令和5年度	168,317	45,490	27.03	352,836	65,491	18.56

(3) 保険税負担の推移

(現年調定／平均)

年 度 \ 区 分	1 世帯当たり (円)	1 人当たり (円)
令和3年度	141,033	94,047
令和4年度	142,496	96,461
令和5年度	142,567	98,077

(4) 保険税率の推移

年 度 \ 区 分	所 得 割	均等割 (円)	限度額 (円)	引上率 (%)
令和4年度	医 療 分 $\frac{7.35}{100}$	24,700	630,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —
	支 援 金 等 分 $\frac{2.4}{100}$	8,400	190,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —
	介 護 分 $\frac{2}{100}$	11,300	170,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —
令和5年度	医 療 分 $\frac{7.35}{100}$	27,500	650,000	所得割 — 均等割 11.34 限度額 3.17
	支 援 金 等 分 $\frac{2.4}{100}$	9,400	200,000	所得割 — 均等割 11.90 限度額 5.26
	介 護 分 $\frac{2}{100}$	12,300	170,000	所得割 — 均等割 8.85 限度額 —
令和6年度	医 療 分 $\frac{7.25}{100}$	31,000	650,000	所得割 -1.36 均等割 12.73 限度額 —
	支 援 金 等 分 $\frac{2.4}{100}$	11,200	220,000	所得割 — 均等割 19.15 限度額 10.00
	介 護 分 $\frac{2}{100}$	13,600	170,000	所得割 — 均等割 10.57 限度額 —

(5) 令和5年度国民健康保険税収入状況

(単位：千円)

予算現額	調定額	収入済額	収 入 率 (%)	
			対調定	対予算
6,727,434	8,246,086	6,534,330	79.24	97.13

(6) 国民健康保険税決算状況

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
調定額	対前年度 (%)	調定額	対前年度 (%)	調定額	対前年度 (%)
9,177,118	97.60	8,758,055	95.43	8,246,086	94.15

(7) 保険給付状況

年度別被保険者1人当たりの支給額

区 分 年 度	療養の給付 (円)	療養費 (円)	出産育児一時金 (円)	葬祭費 (円)	高額療養費 (円)	合 計 (円)
令和3年度	261,541	3,147	1,100	342	39,235	305,365
令和4年度	264,060	2,983	981	346	39,349	307,719
令和5年度	275,531	3,030	1,201	371	42,347	322,480

年度別支払状況

区 分 年 度	療 養 の 給 付		療 養 費		出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		高 額 療 養 費		合 計	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
令和3	1,163,296	19,507,321	32,073	234,721	196	82,070	510	25,500	53,632	2,926,407	1,249,707	22,776,019
令和4	1,135,753	18,856,792	31,817	213,041	167	70,077	494	24,700	52,076	2,809,942	1,220,307	21,974,551
令和5	1,106,761	18,566,361	30,618	204,186	166	80,897	500	25,000	50,210	2,853,539	1,188,255	21,729,984

療養の給付

区 分 年 度	件 数	費 用 額 (円)		負 担 区 分 (円)			受診率 (%)
		1件当たりの費用額	総 額	保険者負担	一部負担	他法負担	
令和3	1,163,296	22,794	26,515,718,069	19,507,321,321	6,173,300,884	835,095,864	1,559.67
令和4	1,135,753	22,591	25,657,755,998	18,856,791,525	5,963,154,803	837,809,670	1,590.45
令和5	1,106,761	22,845	25,283,815,463	18,566,361,218	6,009,335,582	708,118,663	1,642.47

令和5年度療養の給付内訳

区 分 種 別	件 数	費 用 額			受診率 (%)
		1件当たりの費用額 (円)	1人当たりの費用額 (円)	総 額 (円)	
入 院	13,510	642,426	128,802	8,679,171,722	20.05
入 院 外	548,240	16,725	136,074	9,169,185,622	813.61
歯 科	143,355	11,561	24,594	1,657,270,490	212.74
小 計	705,105	27,663	289,470	19,505,627,834	1,046.40
調 剤	396,983	12,590	74,170	4,997,872,060	589.14
食 事 療 養	(12,678)※	30,393	5,718	385,325,691	18.81
訪 問 介 護	4,673	84,526	5,862	394,989,878	6.93
合 計	1,106,761	22,845	375,220	25,283,815,463	1,642.47

※ 食事療養の件数は入院時の食事件数であり、入院の件数と重複するため、括弧書きで記載

2 特定健康診査等

特定健康診査は、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的として、40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）を対象に、6 月から翌年 1 月まで、指定医療機関にて、個別に実施するものである。

特定保健指導は、特定健康診査の結果により保健指導が必要な方に、特定保健指導利用券を送付し、特定保健指導実施機関で保健指導を実施するものである。運動や食事等から生活習慣の改善を行う保健指導を無料で行う。

（１） 特定健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和 3 年度	49,306	18,855	38.2
令和 4 年度	46,101	17,854	38.7
令和 5 年度	43,727	19,329	44.2

（２） 特定保健指導

年度	対象者数（人）	終了者数（人）	終了者の割合（％）
令和 3 年度	2,294	440	19.2
令和 4 年度	2,151	397	18.5
令和 5 年度	2,316	285	12.3

Ⅲ 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の施行により、従来の「老人保健制度」が廃止され、平成 20 年 4 月 1 日から発足した。75 歳以上の人（一定の障がいのある人は 65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）を対象にして、保険診療による医療費（一部負担金を除く。）を支給する。

制度は埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、市は保険料の徴収、保険証の引渡し、各種申請の受付などの窓口事務を行う。

（１） 一部負担金

診療を受ける場合は、次の一部負担金を支払う。

ただし、人工透析を行っている慢性腎不全等の「特定疾病療養受療証」の交付を受けている人は、この限りではない。

① 外来の場合

窓口での支払は、医療費の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。

ただし、同一月、同一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額（※）までになる。

② 入院の場合

ア 窓口での支払は、医療費の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。ただし、同一月、同一医療機関の窓口での支払は、自己負担限度額（※）までになる。

イ 入院時食事・生活療養標準負担額。

※ 自己負担限度額（1 か月）については（2）高額療養費の支給を参照。

（２） 高額療養費の支給

医療費の患者負担が自己負担限度額を超える場合、超えた分が「高額療養費」として支給される。

自己負担限度額（1 か月）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	入院＋外来（世帯合算）
現役並み※1 所得者	○現役並み所得者Ⅲ	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 %（★140,100 円）※4	
	○現役並み所得者Ⅱ	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 %（★ 93,000 円）※4	
	○現役並み所得者Ⅰ	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 %（★ 44,400 円）※4	
一 般		18,000 円 又は【6,000 円＋（医療費－30,000 円）×10%】の低い方を適用 （年間上限額 144,000 円）	57,600 円（★44,400 円）※4
○低所得Ⅱ※2		8,000 円	24,600 円
○低所得Ⅰ※3			15,000 円

※1 同一世帯に一定の所得以上（住民税課税所得が 145 万円以上）の被保険者がいる人。ただし、収入額が所定の要件に該当する旨の申請があった場合を除く。（現役並み所得者Ⅰ課税所得 145 万円以上・現役並み所得者Ⅱ課税所得 380 万円以上・現役並み所得者Ⅲ課税所得 690 万円以上）

※2 住民税非課税の世帯に属する人

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人

※4 (★) 内の数字は、過去 12 か月に 3 回以上高額療養費を受けた場合の 4 回目以降の自己負担限度額

(3) 被保険者の状況

年 度	合計 (人)	75 歳以上 (人)	65 歳～74 歳の障害認定 (人)
令和 3 年度	49,083	48,841	242
令和 4 年度	51,722	51,533	189
令和 5 年度	53,930	53,764	166

※ 各年度 3 月 31 日時点での人数

(4) 保険料率の推移

保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が条例で定める県内均一の所得割率及び均等割額により算出され、2 年毎に見直される。

年 度	所得割率 (%)	均等割 (円)	限度 (円)
令和 4 年度	8.38	44,170	660,000
令和 5 年度	8.38	44,170	660,000
令和 6 年度	9.03 ※1	45,930	730,000 ※2

※1 賦課の基となる所得金額が 58 万円以下の方は、令和 6 年度に限り 8.42%

※2 令和 6 年度中に 75 歳になり加入する人は、上限 80 万円

(5) 健康診査の実施状況

埼玉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、被保険者を対象に年に 1 回健康診査を実施する。受診者の自己負担は無料。

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健康診査費用 (円)
令和 3 年度	43,081	12,477	29.0	140,981,470
令和 4 年度	44,642	13,058	29.3	146,376,183
令和 5 年度	47,194	14,041	29.8	156,954,716

※受診率等は、埼玉県後期高齢者医療広域連合「高齢者保健事業実施状況報告書」の数値

Ⅳ 医 療 助 成

1 重度心身障害者医療費の支給

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳㉠・A・B、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者又は後期高齢者医療制度による障害認定者等を対象に、保険診療による医療費の自己負担分等について助成金を支給する（本人の所得により適用外となる場合あり。）。ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった人は対象外とする。

年 度	受給者数 (人)	支給金額 (千円)	1 人当たり支給額 (円)	支給方法
令和 3 年度	6,897	654,617	94,913	現物給付 又は償還払い
令和 4 年度	6,563	629,509	95,918	
令和 5 年度	6,287	614,740	97,779	

※ 受給者数は、各年度の月平均

保 健 所

I 保 健 衛 生

保健所は、地域保健法第5条により都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置することとされている。

平成14年度までは、埼玉県川越保健所が、川越市、富士見市、旧上福岡市、旧大井町及び三芳町を管轄区域として、結核・感染症予防、食品衛生、環境衛生等の業務を行っていた。一方、川越市では、平成11年4月に市民の健康づくりの拠点として川越市総合保健センターを設置し、母子保健や成人保健等の業務を行ってきた。

平成15年4月、本市は中核市に移行したことに伴い川越市保健所を開設し、これにより、従来県と市で分担して行ってきた川越市域の保健衛生業務を一括して市で行なうこととなった。

平成16年4月、川越市総合保健センター隣に保健所が完成し、業務を行っている。

1 施設の概要

区 分	内 容
名 称	川越市保健所
所 在 地	大字小ヶ谷817番地1
開設年月日	平成16年4月1日
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階建
施 設 の 内 容	(1階) 相談室、事務室
	(2階) 会議室、教育研修室、グループ活動室、資料展示室、診察室、相談室
	(3階) 細菌検査室、洗浄滅菌室、理化学検査室、機器分析室・天秤室、臨床検査室、検査員室

2 医療機関等数及び医師等数

(各年12月31日現在)

区分 年次	病院		一般診療所		歯科診療所	助産所	施術所	歯 科 技工所	衛 生 検査所
	施設数	病床数	施設数	病床数					
令和3年	26	4,351	213	140	185	7	357	63	5
令和4年	24	4,318	219	140	185	9	364	62	5
令和5年	24	4,252	223	140	184	9	365	61	5

(各年12月31日現在)

年次	職種	医師（人）	歯科医師（人）	薬剤師（人）	保健師（人）	助産師（人）	看護師（人）	准看護師（人）
令和2年		920	298	758	90	167	3,398	704
令和4年		928	249	728	84	137	3,267	576

※ 医師及び歯科医師は市内の医療施設の従事者、薬剤師は市内の薬局・医療施設の従事者、その他の職種は市内で該当免許に係る業務に従事している者（隔年毎の医師・歯科医師・薬剤師統計及び埼玉県医療従事者届集計による）

3 医薬品販売業等施設数

(各年度末現在)

年度 \ 区分	薬 局	店舗販売業	卸売販売業	薬種商販売業
令和3年度	155	68	51	0
令和4年度	157	68	47	0
令和5年度	164	71	42	0

4 毒物劇物販売業等施設数

(各年度末現在)

年度 \ 区分	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	業務上取扱者
令和3年度	100	11	4	1
令和4年度	99	9	4	1
令和5年度	99	9	4	1

5 医事・薬事事務

- ① 医療機関・施術所などの届出の受付及び許可
- ② 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許可及び登録
- ③ 上記の施設・事業所に対する指導
- ④ 献血への協力や薬物乱用防止に関する啓発活動

Ⅱ 保 健 予 防

保健予防対策の推進課として、精神障害者の精神保健福祉相談の充実、精神保健福祉に関する正しい認識と知識の普及を図るとともに、精神障害者の適正な医療及び社会復帰の促進、自殺予防に関する事業を進めている。また、感染症の発生予防の啓発や適正医療の提供など患者の人権に配慮した感染症の拡大防止対策の充実に努めるとともに、エイズ等の感染症に対する正しい知識の啓発と相談の充実に努めている。

1 精神保健福祉

事 業 名	主体	事 業 内 容	令和5年度実績
1 精神保健福祉相談	市	精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや、精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けたアドバイスをを行っている。	延人数（人） 4,923
2 精神保健福祉専門相談	市	月1回精神科専門医による相談を実施している。	回 数（回） 10 延来所者数（人） 20
3 訪問指導	市	精神保健福祉士・保健師が、家庭訪問をして生活上の問題を解決するための方向性をアドバイスしている。	延人員（人） 830
4 精神保健福祉家族教室	市	精神障害者を抱える家族に必要な知識や情報を提供したり、家族同士の悩みをわかち合う場を提供するための教室を実施している。	開 催 回 数（回） 3 参加者延人数（人） 83
5 青年期ひきこもり事業	市	ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び問題解決に向けて自助機能の向上を図る。	親の会回数（回） 6 延参加者数（人） 23
6 啓 発 事 業	市	精神保健福祉、自殺予防に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図る。	研修会等（回） 6 延参加者数（人） 182 <内訳> メンタルヘルス講演会 1 回 44 人 出前講座 4 回 111 人 関係機関研修 1 回 27 人

2 感染症予防

(1) 結核関係

① 結核公費負担申請件数

感染症法第 37 条及び第 37 条の 2 の規定による医療費公費負担の申請

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規件数（件）	38	45	39
継続件数（件）	70	60	66

② 感染症診査協議会

感染症診査協議会を開催し、結核患者の適正な治療と公費負担制度の適用を診査する。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数（回）	23	23	24
診査件数（件）	108	105	105

③ 結核公費負担診査支払件数

結核患者の医療費を公費負担することにより、適正な医療の普及と患者の費用負担の軽減化を図り、結核のまん延防止を図る。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
37 条の 2 (通院) 支払件数 (件)	343	309	421
37 条 (入院) 支払件数 (件)	57	46	43

④ 結核予防費補助件数

私立学校等が行う結核定期健康診断事業に対し補助を行うことにより、受診率の向上を図り、患者の早期発見、早期治療及び感染防止を図る。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助件数（件）	15	16	19

⑤ 接触者健診・管理検診

結核患者の接触者に対し、結核まん延防止のための健診及び治療終了した患者の結核再発防止のための検診を実施。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数（回）	17	15	15
来所人数（人）	36	38	29

⑥ 患者病状管理

結核患者の治療を行っている担当医から情報を入手し、結核の再発、自己中断、二次感染の防止を図る。
また、治療終了後の経過について患者本人への体調確認調査を行い、検診の案内をする等再発防止を図る。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医師への定期病状調査（件）	0	1	0
患者本人への体調確認調査（件）	96	82	86

⑦ 結核患者・接触者等の調査・相談延べ件数

保健師が結核患者に対する面接や接触者等への調査を行い、登録管理し、適正な医療の提供及び結核のまん延防止を図る。

また、本人、家族や他の接触者の相談を継続的に受け、療養等の支援を行う。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面接による調査・相談件数（件）	24	30	57
電話相談件数（件）	468	705	729

（2） 感染症関係

① 感染症発生動向調査

感染症患者の発生状況を早期にかつ的確に把握して、その流行を予測し、適切な予防策を講じるために、決められた医療機関に依頼し、定期的に患者発生の報告を受け、その情報を全県で集約し、還元情報を関係機関に送り、参考とする。

(1) 週報：毎週報告入力及び還元事務	52 週分実施
(2) 月報：毎月報告入力及び還元事務	12 か月分実施
(3) 病原体定点医療機関からの検体対応	314 検体
(4) 新型インフルエンザ等感染症	166 件
(5) 2 類感染症（結核を除く。）	0 件
(6) 3 類感染症関係事務	2 件
(7) 4 類感染症関係事務	7 件
(8) 5 類感染症関係事務	40 件

② 感染症電話相談

感染症についての電話相談に対し随時対応。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
感染症全般（件）	16,652	35,854	2,515
性感染症電話相談（件）	94	456	141

③ 性感染症相談・検査

エイズを含む性感染症の予防啓発のため、月 3 回（夜間月 1 回を含む。）血液による検査を実施。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	30	16	45
性感染症相談検査来所（件）	178	115	294

④ 啓発事業

感染症（結核・エイズ関係を含む。）研修会 2 回

依頼対応講座 25 回

結核予防週間啓発キャンペーン：啓発事業実施

Ⅲ 食品・環境衛生

食品・環境衛生課では、食品関係営業施設の許可・監視指導等の食品衛生業務、理・美容所等の開設届受理・監視指導及び野犬の捕獲等の環境衛生業務を行っている。

1 食品衛生事務

(1) 食品関係営業施設の許可等状況

食品衛生法及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例。令和3年6月1日付けで廃止。）等に基づき食品関係営業施設等の許可及び給食施設等の届出を受けている。

年度 \ 区分	業種数	合計			
			新規許可数	更新許可数	届出数
令和3年度	5,640	2,872	751	61	2,060
令和4年度	5,734	968	731	0	237
令和5年度	5,856	847	652	0	195

(2) 食品関係営業施設等監視状況

市内食品関係営業施設、埼玉川越総合地方卸売市場内の施設、食鳥処理場等の監視指導を行っている。

年度 \ 区分	監視延数
令和3年度	665
令和4年度	1,024
令和5年度	1,066

(3) 食品等収去等実施状況

市内で製造、販売等される食品等について収去等を実施し、食中毒の防止や不良食品の流通を防止することにより、食品等の安全確保を図っている。

年度 \ 区分	検体数	項目数
令和3年度	150	3,804
令和4年度	189	4,041
令和5年度	185	3,997

(4) 食中毒発生状況

食中毒発生時に、原因の究明と事件の処理を行っている。

令和4年度の食中毒事件は、アニサキス、カンピロバクター、サルモネラ属菌を病因物質としたものである。

令和5年度の食中毒事件は、カンピロバクターを病因物質としたものである。

年度 \ 区分	発生数（件）	患者数（人）
令和3年度	0	0
令和4年度	4	7
令和5年度	1	5

2 環境衛生事務

(1) 環境衛生関係施設

法律、条例等に基づいた衛生基準を確保させ、経営の健全化及び活性化を図っている。

① 届出営業施設

業種 \ 区分	施設数	新規届出数(件)
理 容 所	217	3
美 容 所	673	40
クリーニング所	156	3

② 許可営業施設

業種 \ 区分	施設数	新規許可数(件)
旅 館 業	53	2
墓 地	650	0
納 骨 堂	7	0
火 葬 場	1	0
公 衆 浴 場	26	1
興 行 場	6	0

③ 遊泳用プール施設

業種 \ 区分	施設数	新規届出数(件)
プ ー ル	11	0

④ 専用水道施設

業種 \ 区分	施設数	新規布設確認数(件)
専 用 水 道	33	1

⑤ 自家用水道施設

業種 \ 区分	施設数	新規確認数(件)
自 家 用 水 道	5	0

⑥ 特定建築物施設

業種 \ 区分	施設数	新規届出数(件)
特 定 建 築 物	81	1

⑦ 登録業施設数

業種 \ 区分	施設数	新規登録数(件)
登 録 業	54	9

※ 表中の施設数は令和6年3月31日現在、件数は令和5年度のもの

(2) ねずみ族、昆虫等関係

ねずみ、衛生害虫などに関する相談に応じている。

年度 \ 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談数	201	197	191

3 狂犬病予防関係事務

犬の登録と狂犬病予防注射を推進することにより、狂犬病の発生を防止する。

犬の登録等関係事務 (令和5年度)

	総数 (件)	新規 (件)
犬 の 登 録	15,595	1,361
注射済票交付	11,944	

4 動物管理指導関係

動物による危害及び公衆衛生上の被害を防止し、不適正な飼養管理に起因する苦情等の減少を図っている。

(1) 犬・猫の引き取り頭数等

(令和5年度)

区分	受付数
犬 の 捕 獲 数 (頭)	23
飼養放棄犬の引き取り (頭)	6
所有者不明猫の引き取り (頭)	30
飼養放棄猫の引き取り (頭)	5
負傷動物の収容 (頭)	(犬:0 猫:30)
咬 傷 届 出 数 (件)	13

(2) 動物取扱業

登録を受け付け、衛生管理の指導を図っている。

業種	施設数	新規登録数 (件)
動物取扱業	129	13

(3) 特定動物

特定動物を飼養する場合は許可することにより、危害防止を図っている。

区分	施設数	新規許可数 (件)
特定動物	2	0

(4) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境の促進を図っている。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付数	65	60	7

※ (2)、(3) 表中の施設数は令和6年3月31日現在、件数は令和5年度のもの

Ⅳ 衛 生 検 査

収去食品の検査、食中毒の原因究明検査、苦情食品の検査、市民が利用する井水・浴槽水等の水質検査、家庭用品の検査、健康食品の検査、二・三類感染症等検査及びHIV 即日検査を実施している。

1 理化学検査

- ① 食品衛生法等に基づく、収去食品等の理化学検査（例：食品添加物、残留農薬）
- ② 水道法等に基づく、飲用水等の水質検査
- ③ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく、家庭用品（乳幼児繊維製品）の理化学検査
- ④ 健康食品の医薬品成分含有の有無の検査

2 微生物等検査

- ① 食品衛生法等に基づく、収去食品等の細菌検査（例：一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌）
- ② 食品衛生法等に基づく、食中毒等の原因究明のための細菌検査等（例：カンピロバクター、腸管出血性大腸菌 O157、ノロウイルス、アニサキス）
- ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく、二・三類感染症等発生時の患者又は接触者に対する細菌等検査
- ④ 川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱等に基づく、性感染症予防啓発に係る血液検査
- ⑤ 水道法等に基づく、飲用水等の水質検査
- ⑥ 川越市公衆浴場法施行条例に基づく、浴槽水等の水質検査

水質検査検体数

区分	飲用水等	プール水・雑用水等	浴槽水等
令和3年度	82	20	20
令和4年度	89	24	17
令和5年度	101	23	31

※ 他の統計については、事業担当課のページに記載

V 総合保健センター

総合保健センターは、本格的な少子・高齢化、保健福祉ニーズの多様化、疾病構造の変化等に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した。

1 階は主に健康増進事業を実施する施設、2 階は主にがん検診事業を実施する施設、3 階は健康相談や乳幼児健診など各種保健事業を実施する施設となっている。

1 施設の概要

区 分	内 容
名 称	川越市総合保健センター
所 在 地	大字小ヶ谷 817 番地 1
開設年月日	平成 11 年 4 月 1 日
建 物	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
施設の内容	(1 階) 相談室、健康増進室、プレイルーム、地域活動室、事務室 ほか (2 階) 問診室、一般測定室、採血室、診察室、骨粗しょう症検査室、エックス線管理室、暗室、 歯科検診室、歯科指導室、消毒・保管室、乾燥室、臨床検査室、読影会議室、事務室 ほか (3 階) 多目的室、会議室、研修室、栄養指導室、保健指導相談室 ほか
事業内容	【健康教育】 各種集団健康教育、介護予防教室 【健康相談】 各種健康相談 【健康増進】 運動指導、栄養指導、歯科保健指導、組織活動の支援、受動喫煙対策 【健康診査】 歯科健診、胃がん検診、肺がん（結核）検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、 前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診、歯周病検診 【予防接種】 定期の予防接種、任意の予防接種への費用助成、風しん抗体検査 【公費負担医療】 未熟児養育医療、母子保健に係る医療費公費負担 【難病対策】 指定難病等医療給付の申請受付。難病患者、家族への支援 【その他】 健康啓発事業など

2 母子公費負担医療

(令和 5 年度)

事業名	内 容	受給者数（人）
未熟児養育医療給付	未熟児（出生体重が 2,000g 以下又は一般状態、呼吸器系、消化器系が未熟な状態の児で 1 歳未満）に対し医療の給付を行う。	79
自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある児童（18 歳未満）に対し、その手術、治療に要する医療などの給付を行う。	50
結核児童療育給付	結核にかかり入院を必要とする児童に対し、医療の給付、日用品・学習用品の支給を行う。	0
小児慢性特定疾病医療給付	国が指定した慢性疾病について、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。	372

3 難病対策

事業名	事業内容	令和5年度
指定難病等医療給付の 埼玉県への進達事務	国及び埼玉県が定める疾病（指定難病等）で保険診療での治療を受けた場合の医療給付申請の経由事務。	指定難病医療給付受給者数（人） 2,810 特定疾患等（人） 7 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数（人） 18
医療講演会	難病患者・家族・関係者に疾患・治療・福祉サービス・介護方法等について学習する場を提供し、患者のQOLの向上、家族の負担軽減を図る。	実施回数（回） 1 延参加者数（人） 32
患者家族会への支援	同じ病気で療養している患者家族が集まり、交流を図るとともに、療養生活の悩みや苦勞の分かち合い、情報交換などの相互学習を通し、療養生活の充実を図る。	実施回数（回） 18 延参加者数（人） 173
電話や面接、訪問等 による個別支援	保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。	公費負担申請・相談延人数（人） 2,729 訪問指導実人数（人） 3 延人数（人） 3 電話相談延人数（人） 1,294

4 肝炎対策

肝炎インターフェロン等治療医療費助成申請事務

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達事務

肝炎インターフェロン等治療受給者証交付申請件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数（件）	195	174	187

5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく、各種申請等の埼玉県への進達事務

原爆被爆者及び被爆者二世に関わる各種申請の受付件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種申請受付（件）	7	25	22

6 予防接種

(1) 定期予防接種

感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に定められた定期予防接種を実施している。

予防接種名		接種件数（単位：件）			備 考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ヒ					

※1 事業延長に伴い令和6年度まで実施予定

※2 平成26年度～令和5年度までの経過措置対象者

(2) 臨時予防接種（新型コロナウイルスワクチン）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を防止するため、予防接種法に定められた臨時予防接種である新型コロナウイルスワクチン接種を実施している。(単位:件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
1回目接種件数	283,450	6,877	189	6ヶ月以上
2回目接種件数	282,742	8,368	207	6ヶ月以上
3回目接種件数	147,968	94,462	888	6ヶ月以上
4回目接種件数	—	166,737	3,170	6ヶ月以上
5回目接種件数	—	82,885	30,326	5歳以上
6回目接種件数	—	—	71,260	5歳以上
7回目接種件数	—	—	50,812	12歳以上
計	714,160	359,329	156,852	

(3) 任意予防接種に対する費用助成

予防接種法に基づかない任意予防接種の接種費用の一部を助成している。(単位:件)

予防接種名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
高齢者肺炎球菌		168	158	186	75歳以上で定期予防接種の対象にならない者
風 し ん	混 合	334	296	309	妊娠を希望する女性とそのパートナー等のうち、風しんの抗体価が低い者
	単抗原	89	88	80	

(4) 風しん抗体検査

風しんの抗体検査の検査費用を助成している。(単位:件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠を希望する女性とそのパートナー等	224	265	270
風しん第5期に係る抗体検査(※)	1,610	1,567	2,193

※ 事業延長に伴い令和6年度まで実施予定

7 がん検診

がんの早期発見を図り、早期治療に結び付けるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…40 歳以上（子宮頸がん検診は 20 歳以上、胃がん内視鏡・前立腺は 50 歳以上）の市民

検診項目 年 度	胃がん検診（エックス線）			胃がん検診（内視鏡）			肺がん検診		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診者（人）	4,575	4,962	4,943	2,058	2,146	2,229	1,646	2,182	2,127
受診率（％）	2.1	2.3	2.3	2.0	2.6	2.6	0.8	1.0	1.0
精密検査対象者（人）	312	327	284	106	27	16	52	101	120

検診項目 年 度	大腸がん検診			子宮頸がん検診			乳がん検診		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診者（人）	20,019	20,929	21,649	4,808	5,124	5,098	5,497	5,857	5,821
受診率（％）	9.3	9.6	9.9	6.0	6.7	6.9	8.9	10.2	10.4
精密検査対象者（人）	1,814	1,597	1,826	128	135	103	432	399	456

検診項目 年 度	前立腺がん検診		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診者（人）	8,958	9,745	9,895
受診率（％）	11.7	12.5	12.5
精密検査対象者（人）	807	957	917

8 歯周病検診

歯周病の早期発見を図り、早期治療に結び付けるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…4 月 1 日時点で 40・45・50・55・60・65・70 歳の市民

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況（機関）	114	106	103
受診人数（人）	266	428	405

9 骨密度検診

骨密度測定による骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…40 歳以上の市民 検査方式…エックス線検査

年 度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
実施回数（回）	149	160	158
測定人数（人）	2,118	2,720	2,679

10 健康相談

（1） 成 人

（令和5 年度）

健康に関しての不安を取り除き、日常生活の見直しを援助するため、
電話・来所による相談への対応、自治会・公民館等での相談を実施。

回数（回）	人 員（人）
414	2,046

11 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進、母と子の健康づくり等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図る。

（令和5 年度）

事 業 名	内 容	開催回数	参加者
からだうれしい食事教室	成人市民を対象に、生活習慣病予防のための栄養に関する正しい知識の普及と食生活の改善を促す教室を実施した。	6	69
各 種 運 動 教 室	成人市民を対象に、健康づくりのための運動を安全かつ効果的に実施する方法を実技を中心に行った。	74	1,000
依頼・共催による健康教室 （成人分）	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、健康や子育てに関する教室を実施した。	88	2,656

ふれあい歯科診療所

I ふれあい歯科診療所

1 概 要

(1) 沿 革

平成 24 年 4 月 1 日 昭和 52 年に開始した川越市立診療所の歯科を前身とするふれあい歯科診療所を川越市総合保健センター内に開設する。

(2) 施設概要

所 在 地	大字小ケ谷 817 番地 1
延 床 面 積	179.43 m ²
施 設 設 備	歯科診療台 3 台 レントゲン装置 2 台

(3) 診療日及び診療時間

診 療 日	診 療 時 間
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）	午前 9 時～午後 4 時

(4) 職 員 数

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 種	歯科医師	歯科衛生士	事務職	総括補助作業員兼用務員	合 計
現員（人）	1	3	2	1	7

2 診 療

年度別患者数の推移

（単位：人、延人数）

区分 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
患 者 数	3,472	3,546	3,338
内、障害者※（構成比）	2,032 (58.5%)	1,972 (55.6%)	2,004 (60.0%)
1 日平均	14.4	14.6	13.7

※ 障害者：障害等で診療に支援等が必要な方

環 境 部

I 川越市環境審議会

環境基本法の施行及び公害対策基本法の廃止に伴い、平成6年8月1日に、それまで設置されていた川越市公害対策審議会（設置根拠：公害対策基本法第30条に基づき制定された川越市公害対策審議会設置条例）を廃止し、川越市環境審議会（設置根拠：環境基本法第44条に基づき制定された川越市環境審議会条例）を新たに設置した。

その後、平成18年11月1日に川越市環境審議会条例を廃止し、同日に施行された川越市良好な環境の保全に関する基本条例第31条を設置根拠として現在に至っている。

委員は、学識経験者、公募による者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員により構成されている。

川越市環境審議会委員名簿

任期 2 年：令和5年3月1日～令和7年2月28日

（令和6年4月1日現在）

1号委員：学識経験者（うち市議会議員7名）

（◎会長、○副会長）

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
小 島 洋 一	1 期	市議会議員
牛 窪 喜 史	1 期	市議会議員
鈴 木 謙一郎	1 期	市議会議員
中 村 文 明	1 期	市議会議員
糸 真美子	3 期	市議会議員
池 浜 あけみ	4 期	市議会議員
高 橋 剛	1 期	市議会議員
◎小 瀬 博 之	11 期	東洋大学総合情報学部教授
○濱 口 恵 子	10 期	十文字学園女子大学名誉教授
吉 村 千鶴子	1 期	消費生活アドバイザー

2号委員：公募による者

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
高 木 瞳	1 期	公募
中 島 英 夫	1 期	公募
福 原 時 夫	1 期	公募

3号委員：関係団体の代表者

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
小田島 隆	2期	かわごえ環境推進員協議会
斎藤 正 身	1期	川越市医師会
坂口 孝	1期	川越商工会議所
鈴木 崇 弘	4期	川越環境保全連絡協議会
増田 知 久	1期	かわごえ環境ネット
宮岡 寛	2期	川越市自治連合会
宮崎 千 鶴	4期	川越市女性団体連絡協議会

4号委員：関係行政機関の職員

氏 名	期 数	選 出 母 体 等
堀口 浩 二	1期	埼玉県西部環境管理事務所

川越市環境審議会審議経過（令和3年度は実施されず）

（令和6年4月1日現在）

回 数	開 催 日	内 容
令和4年度 第1回	令和4年5月19日（木）	・会長・副会長の選出
令和5年度 第1回	令和5年 8月10日（木）	・会長・副会長の選出
第2回	令和5年10月26日（木）	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について
第3回	令和5年11月16日（木）	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について
第4回	令和5年12月26日（火）	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について
第5回	令和6年 2月 9日（金）	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について

Ⅱ 環 境 政 策

1 第三次川越市環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

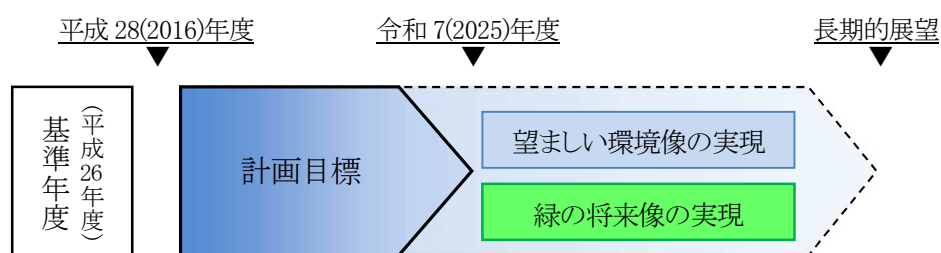
平成 19 年 3 月に策定した「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が平成 27 年度をもって満了となったことから、平成 28 年 3 月に「第三次川越市環境基本計画」（以下「第三次計画」）を策定した。第三次計画は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成 18 年条例第 36 号）」に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としている。市民、事業者、民間団体及び市が、みんなで川越市の将来の「望ましい環境像」を実現することを目指している。

また、「川越市緑の基本計画改定版」が平成 27 年に短期的な目標年次を迎えたことから、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、「川越市緑の基本計画（平成 28 年 3 月改定版）」と一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種の施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行うものとした。

(2) 計画の期間

平成 26 年度を基準年度として、目標年度は令和 7 年度とするが、地球環境や自然環境などの分野を含むため、長期的展望も踏まえている。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行う。



(3) 計画の対象

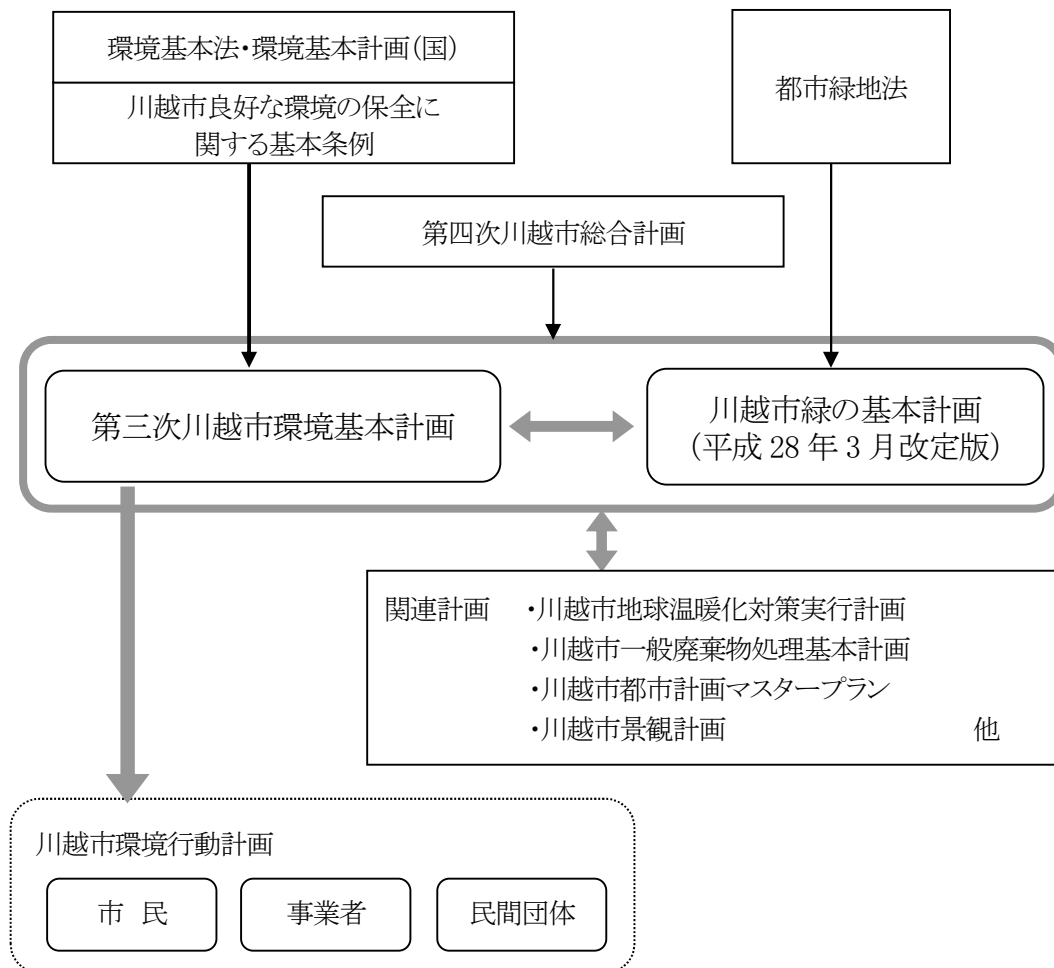
第三次計画で対象としている範囲は、次表のとおりである。

地球環境	地球温暖化（資源・エネルギー）、酸性雨、気候変動、その他の地球環境問題 等
生活環境	典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等
自然環境	地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等
快適環境	都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害 等

(4) 計画の位置付け

第三次計画は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づく計画であり、第四次川越市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市景観計画などの関連諸計画との整合を図っている。また、市民、事業者及び民間団体に対しては、望ましい環境像の実現に向け、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動の指針を示す行動

計画として、平成 20 年 1 月に策定した川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ 21」を改定し、平成 29 年 3 月に新たな川越市環境行動計画をかわごえ環境ネットと協働で策定している。



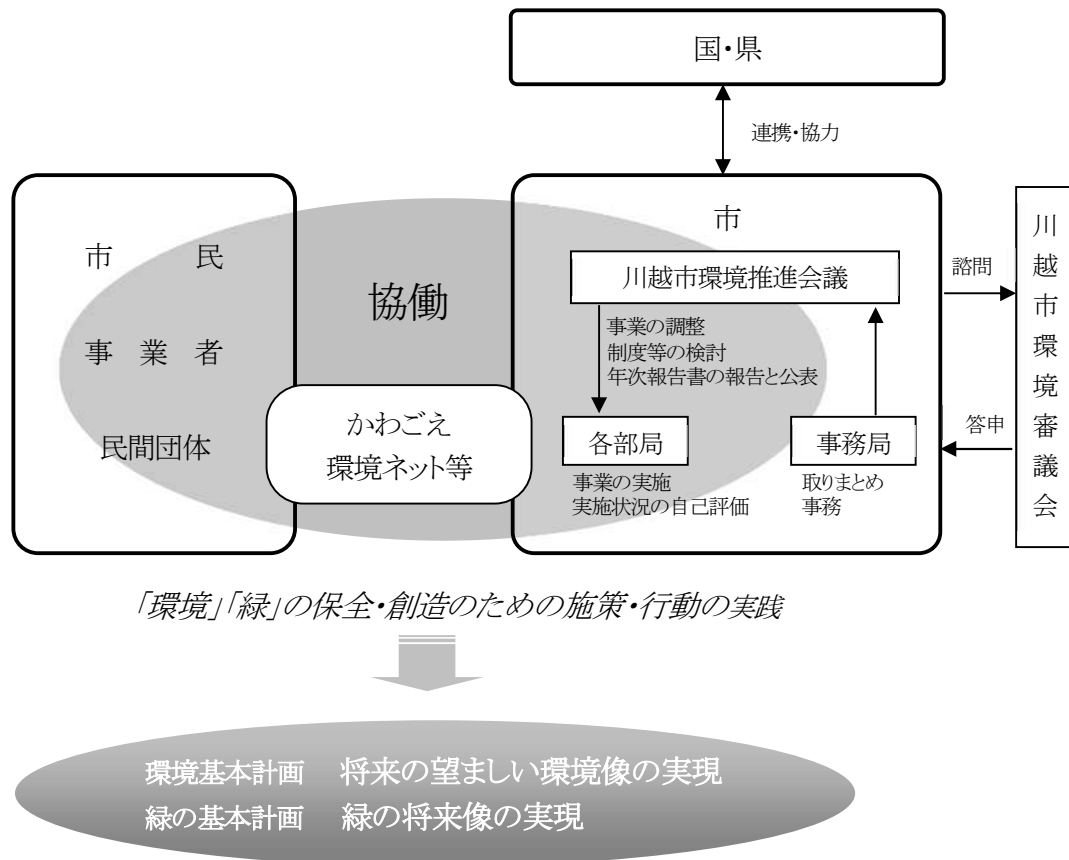
(5) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市民、事業者、民間団体、市及び滞在者の各主体の行動が原動力となると同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力し合う「協働」の視点が大切である。

広範囲にわたる各種の施策を、総合的かつ計画的に推進するため、行政内部の横断的推進組織として、「川越市環境推進会議」を設置し、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行っている。

計画の進捗状況については、毎年度、年次報告書として取りまとめて市民等に公表し、寄せられた意見は今後の取組に反映させている。

また、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ実行できるよう、協働して行う事業について情報提供や調整を図る組織「かわごえ環境ネット」が平成 12 年 8 月 5 日に設置された。「かわごえ環境ネット」は、環境に関するイベント等を開催し、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、各主体が一体となることにより、本市の「望ましい環境像」を実現していくための取組を展開している。



(6) 計画の進行管理

第三次計画の進行管理は、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 点検・評価・公表 (Check) → 改善 (Action) という PDCA サイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図っている。

(7) 現状と課題

本市の環境の現状や将来の動向、市民からの意見や提案などを取り入れて、今後の課題を次の4つに整理した。

- ① 低炭素社会の実現に向けて
- ② 生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて
- ③ 自然災害に備えた防災・減災対策と放射性物質等による新たな環境リスクへの対応
- ④ 持続可能な社会を構築するために

(8) 望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次総合計画との整合を図りながら、次のとおりとする。

「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」

市民、事業者、民間団体及び市の各主体の協働の下に、市街地周辺では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人一人が住みよいとすることができる環境づくりに努めていく。

(9) 環境目標

望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努める。なお、各環境目標

については、施策を展開するに当たってのキーワードを設定している。

環境目標① 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

【キーワード「低炭素」】

家庭や学校等、日々の暮らしから、生産、流通、販売等の事業活動に至るまで、率先して地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げていき、市域における効果的な温室効果ガスの排出削減を図る。

環境目標② 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

【キーワード「循環」】

廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指す。

環境目標③ 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

【キーワード「自然共生」】

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめとする、本市のまちの魅力であり、心に安らぎを与えてくれる自然を次の世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちづくりを進める。

環境目標④ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

【キーワード「安全・安心」】

身近な生活環境における大気環境の保全、水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県からの情報提供やモニタリング等の情報収集に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守る。

環境目標⑤ 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

【キーワード「地域づくり・人づくり」】

本市の誇りであり、市民の宝である歴史的文化的遺産を大切に守り、地域の特性に応じた景観を形成するとともに、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造する。

また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じて、自主的かつ主体的な環境活動を実践していくために、持続可能な開発のための教育（E S D）の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進を図る。

（１０） 施策の体系

５つの環境目標のもと、１１の大施策と３７の中施策を展開するとともに、各施策の実現に向けて具体的取組を設定している。

環境目標① 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策の計画的な推進
- 公共施設等における地球温暖化対策
- 地球温暖化対策の普及・啓発
- その他の地球温暖化対策等
- 気候変動への適応策

環境目標② 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

循環型社会の構築

- ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
- ごみの発生・排出抑制の推進
- ごみの再資源化の推進
- 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

環境目標③ 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

生物多様性の保全

- 生物多様性に関する調査、普及・啓発
- 生き物の生息・生育空間の保全・創出
- 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

貴重な緑の保全

- 武蔵野の面影を残す緑の保全
- 水辺と農地の保全

多様な緑の創出・育成

- 魅力的な都市空間の創出
- 緑豊かな都市公園等の整備
- 緑に関する普及・啓発
- 協働に関する支援

環境目標⑤ 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

歴史と文化を生かした地域づくり

- 歴史的町並みの保存・整備
- 史跡の保存と公園整備
- 文化財の保存・活用

快適に暮らせるまちづくり

- 景観に配慮したまちづくり
- 交通の円滑化とネットワーク化の推進
- 徒歩・自転車の利用促進
- 災害対策の充実

人づくり・ネットワークづくり

- 環境教育・環境学習の推進
- 各主体をつなぐネットワークの強化
- 市域を越えた連携の推進

環境目標④ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

大気環境の保全

- 大気汚染対策
- アスベスト対策
- 騒音・振動・悪臭等の対策

水環境の保全

- 水の循環
- 湧水地の調査及び環境整備等(湧水の復活)
- 水環境・土壌環境の保全対策

化学物質等の環境リスク対策

- 化学物質対策
- ダイオキシン類対策
- 放射性物質対策

2 川越市環境マネジメントシステムの概要

本市では、平成8年より「1%節電運動」に取り組み、省エネルギーによる地球温暖化対策を実施してきた。平成10年3月には、環境に関する取組を総合的・計画的に推進するため「川越市環境基本計画」を策定した。

また、平成11年2月及び5月には「川越市環境にやさしい率先実行計画(エコオフィス編)」「同(公共事業における環境配慮編)」をそれぞれ策定し、すべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実践していく「1%節電プラス1(ワン)運動」にステップアップして取り組んできた。

そして、これらの取組の中で構築した環境マネジメントシステムをISO14001の規格要求を満たすように再構築して、平成11年11月11日に県内市町村で初めて認証を取得した。その後10年以上の取組の中で、システムの運用に習熟し環境配慮の取組が定着してきたことや、内部環境監査が高い評価を得ていることに加え、より効率的かつ実効性のある環境マネジメントシステムの構築が求められていること等を踏まえて、平成23年3月31

日に ISO14001 の認証を返上した。認証返上後は、ISO14001 を参考とした川越市独自の環境マネジメントシステムへ移行し、市が環境に与える影響の継続的改善に努めている。

(1) 目 的

市内最大規模の事業者であり消費者である市役所が、率先して環境に配慮した事務・事業活動を継続的に行うことにより、環境負荷の低減、汚染・事故の予防、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的としている。

(2) ISO14001 とは

国際標準化機構（ISO）が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するためのしくみ（環境マネジメントシステム）」の国際規格のことである。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの特徴

- ① 既存の職員研修体系に環境マネジメント研修を組み込んでいる。
- ② 内部環境監査を環境部から切り離し、監査の独立性を保っている。
- ③ 家庭、事業者及び学校等へ取組を展開している。

(4) 適用範囲

全庁（全ての公共施設）を適用範囲とし、そこで実施される全ての事務・事業をシステムの対象として環境配慮に取り組んでいる。

(5) 川越市環境方針・部局室の環境目的

川越市環境方針は、市長が定めるもので、市役所の活動が環境に与える影響の重要性を踏まえた上で、「法規制等（合意事項含む）の順守」「（システムの）継続的な改善」「汚染の予防」等を約束している。

部局室の環境目的は、川越市環境方針を踏まえ、より実践的な環境配慮を推進するため、各部局室で事業の独自性を考慮して定めている。

(6) 環境に影響を与える要因

環境マネジメントシステムでは、市の事務・事業活動のうち、特に環境に大きい影響を与える、あるいは与える可能性のある要因について、改善するために管理を行っている。

この要因は、紙・ごみ・電気等のエコオフィスの取組、施設・設備の管理、公共工事の実施、環境施策の推進などの中から特定される。

(7) 環境目標

所属長は、部局室の環境目的を達成するための環境目標を設定し、環境に与える影響の低減に向けた事務・事業活動を行っている。公共施設全体の目標は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と共通の指標を用いている。

(8) 教育・訓練

環境マネジメントシステムに基づく取組は、職員一人一人の意識の向上により効果が上がる。本市システムでは、川越市職員研修体系に組み込むことで、職階に応じた研修を行う体制にしているため、市の取組を全職員が理解することができる。

(9) コミュニケーション

環境施策の事業結果を年1回年次報告書として作成している。

また、市民からの意見・苦情等については、窓口や電話以外にも市民意見箱の設置、川越市オンブズマン及びインターネットのメール等、様々な形で受け付けている。

(10) 環境監査

本市が定めたシステムが適切に構築・運用され、有効かつ妥当なものであるかを内部の監査員がチェックし、改善を図っている。

本市システムでの環境監査は、環境部から独立した組織として、位置付けられている。環境監査員は環境統括監査員を含め23名で、監査員は市長が任命する。

(11) 市長の見直し

市長は、環境推進会議の検討結果やこれまでの実施結果、市民からの意見・苦情、環境監査の結果、新規の法規制等の情報を基に、環境方針、環境に影響を与える要因、目的及び目標などに対して見直しを行い、次年度の実施に当たり必要な施策、人材及び予算の確保等について指示を出す。

(12) 継続的改善

① エコオフィスの活動について、各所属で個々に目標を設定できるよう改善を図っている。

→ 平成13年度から、コピーカード（現在は、職員認証）の採用による使用枚数の把握、庁用車走行距離簿への運転記録などに基き各所属で目標を設定し、進行管理を行っている。

② 公共事業における環境配慮評価の手法を更に客観的に評価できるように検討し、環境にやさしい公共事業を目指している。

→ 計画・設計段階及び施行段階について、チェックシートを作成し対応を図っている。

③ 市役所の取組を市民・事業者へ波及させていく。

→ 平成15年度から、市内の公立小中学校等を対象に、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れた「エコチャレンジスクール」認定事業を実施している。現在、市立の全56校（小学校32、中学校22、市立高校1、市立特別支援学校1）が認定されている。

また、平成21年度から事業者向けの事業として、環境省が策定した環境経営の認証登録制度であるエコアクション21の取得を支援する参加費無料の「エコアクション21認証・登録研修会」を開催している。

引き続き、市役所での取組を市民・事業者へと波及・発展させ、市域全体で環境問題に取り組んでいく。

3 環境教育・学習の推進

(1) こどもエコクラブ

環境省では、次世代を担う子どもたちが、仲間と協力しながら地域の身近な環境に関する学習・活動を行うことを支援するため、平成7年6月5日（環境の日）に「こどもエコクラブ」を発足した。平成23年度からは、（公財）日本環境協会が事業を行っている。

こどもエコクラブでは、学校のクラスやクラブ、近所の子どもたち、家族などが数人～30人程度集まり、地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる。

令和5年度本市では、2クラブ22名がこどもエコクラブに登録し、環境保全活動に取り組んだ。

(2) 環境月間ポスターコンクール

本市では、昭和 50 年度より、大気汚染や水質汚染等をテーマに「環境週間ポスターコンクール」を実施し、平成 7 年度からは、地球規模の環境問題や自然保護等もテーマにした「環境月間ポスターコンクール」を開催している。

令和 5 年度は、小学生 55 名、中学生 39 名の合計 94 名の応募があった。

ポスターコンクール応募状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
応募者数	小学生 (人)	30	33	55
	中学生 (人)	91	36	39
	合 計 (人)	121	69	94

(3) 星空観察の集い

星空観察という身近な方法により、大気環境に対する市民の関心や意識の向上を図ることを目的に、平成 5 年度から「川越市星空観察の集い」を夏期・冬期の年 2 回実施している。

星空観察の集い参加状況

年 度	開催月日 (夏期)	参加人数 (人)	開催月日 (冬期)	参加人数 (人)
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
令和 4 年度	令和 4 年 7 月 29 日	20	令和 5 年 1 月 24 日	18
令和 5 年度	令和 5 年 8 月 25 日	29	令和 6 年 2 月 2 日	17

4 省エネの推進と再生可能エネルギーの導入促進

(1) 小江戸かわごえ脱炭素宣言

令和 2 年 10 月に国が「2050 年脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルを目指す」という方針を示して以降、地球温暖化を巡る国内の取組が大きく動き始めた。そのような中、本市においても、市、市民、事業者等が一体となって地球温暖化対策を推進するため、令和 3 年 5 月 1 日に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050 年脱炭素社会の実現に向け、国や他の自治体とも協力し、取組を推進していくこととした。

(2) 省エネの推進

平成 8 年 4 月に市役所・公民館・学校などで、「1%節電運動」を開始した。これは、「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、不必要な照明の消灯や、エレベーターの利用を控え階段の利用を促進するなど、業務に支障のない範囲内でできるだけ節電を行うことを基本方針としている。各所属、各施設に推進員を選任し、職員による手作りポスターや庁内放送による節電の呼び掛けなどを行い、市庁舎を始め全庁的に節電に取り組んでいる。

平成 9 年度からは、電力消費がピークとなる夏期 7～9 月の 3 か月間（平成 23 年度からは 5～10 月の 6 か月間）をエコ・カジュアルマンス（節電推進月間）として積極的に夏期の省エネに取り組んでいる。冷房中の室内温度を 28 度程度に保つことによって節電・省エネルギーに努めるとともに、職員はノーネクタイ等の軽装で勤務し、心身をリフレッシュすることにより、公務能率の向上と市民サービスの向上を目指している。

平成 11 年度からは、4 年目を迎え大きな成果を上げてきた「1%節電運動」を、全ての活動に対して、一つずつできることから率先して環境配慮を実施していく「1%節電プラス 1 (ワン) 運動」にステップアップした。また、平成 17 年度からは冬期 (12 月～3 月) をエコ・重ね着マンスとし、暖房中の室内温度を 20 度程度 (平成 18 年度からは 19 度程度) に保つ取組も開始した。

平成 23 年度は、同年 3 月に発生した東日本大震災の影響による電力不足から、7 月～9 月の期間、市内公共施設の消費電力量を平成 22 年度比で 15%削減するという目標を掲げ、空調運転の調整や蛍光灯の間引きなど、取組を強化した。その後も一部取組は継続して行っている。

① 川越ブランド製品の作成

市内で回収した古紙を再生し「川越ブランド製品」を作成し、利用している。

② ごみ排出量の削減

①で作成したリサイクルボックスを配布し、紙類の分別を徹底している。また、機密文書のリサイクルにも取り組んでいる。

③ 環境性能に優れた自動車の導入

環境省が策定した『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』の判断の基準を満たす車両を導入している。

④ エコドライブの推進

職員を対象に、平成 20 年度からエコドライブ教習会を実施し、座学講義や実技走行を通じてエコドライブの知識や技術の習得を推進してきた。令和 4 年度以降は、交通安全研修等でちらしを配布し啓発を行っている。また、市民を対象に、平成 27 年度から、イベント開催時にエコドライブシミュレータ体験コーナーを出展し、エコドライブ体験を実施している。

⑤ クールシェア川越の実施

平成 25 年度から市内の公共施設などを「クールシェアスポット」に選定し、夏期の暑い時間帯に自宅でのエアコンの使用を控え、みんなで涼しいところで過ごすという、節電対策を実施している。

⑥ グリーン購入基本方針・ガイドラインの策定

グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に基づく環境配慮製品、サービスの優先的購入について、本市の基本方針・ガイドラインを令和 3 年 4 月に策定し、原則としてグリーン購入の判断基準に該当する物品等を調達する重点調達品目を定めるなど、グリーン購入の取組をこれまで以上に推進することとした。また、一部公共施設においては、照明設備を LED 照明に改修し、消費電力の削減に努めている。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化対策には、更なる省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの導入が不可欠である。地球環境の保全、環境への負荷の低減、化石燃料の有限性等を考えた場合、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていく必要がある。

〔住宅用太陽光発電システム設置者への補助〕

全国平均と比較して日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域と考えられる本市では、平成9年度から住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して補助を行っている。

補助の実績

年度	補助件数 (件)	補助対象出力 (kW)	補助金額 (円)
令和3年度	29	116	870,000
令和4年度	137	548	6,850,000
令和5年度	88	352	4,020,000
平成9年度からの累計	5,604	19,985	573,399,600

※ 令和3年度の1件当たりの補助は、4kW以上3万円。令和4年度の1件当たりの補助は、4kW以上5万円。
令和5年度の1件当たりの補助は、既存住宅が4kW以上6万円、新築住宅が4kW以上3万円。

〔住宅用太陽熱利用システム設置者への補助〕

太陽エネルギーの一層の活用を目的として、平成21年度から住宅用に太陽熱温水器やソーラーシステムを設置する市民に対して補助を行っている。1件当たりの補助は、令和3年度以降15,000円。令和元年度以降は、補助件数が0件となっている。

〔家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置者への補助〕

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、都市ガスなどから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電し、発電時に出た熱を給湯に利用するシステム。自宅で発電することから送電ロスが無く、また排熱を利用することから従来の給湯機よりも効率の良い機器である。本市では、新たな省エネルギー機器の普及・促進を目的として、平成28年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する市民に対して補助を行っている。1件当たりの補助は、令和3年度以降40,000円で、令和3年度1件、令和4年度1件、令和5年度4件の補助を行った。

〔定置用リチウムイオン蓄電池設置者への補助〕

蓄電池は、電気を蓄え必要な時に使うことができる機器であることから、電力のピークシフト用の電源としてエネルギーの効率的な利用につながるほか、災害時の非常用電源としての利用も可能である。本市では、新たな省エネルギー機器の普及・促進を目的として、平成28年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する市民に対して補助を行っている。令和3年度は、1件当たり4万円（4kWh以上のもの）の補助で35件、令和4年度は、1件当たり6万円（4kWh以上のもの）の補助で154件、令和5年度は、1件当たり4万円（4kWh以上のもの）の補助で148件の補助を行った。

※ 住宅用補助対象機器（上記4種類）の補助事業については、令和3年度について、申請受付期間を2期制とし、申請受付期間内に申請のあったものの中から、抽選により補助対象者を決定し、補助を行っている。

〔公共施設への太陽光発電システムの導入〕

「新設の公共施設すべてに、また、小中学校は環境教育上重要なのですべてに設置する。」という方針により太陽光発電システムを積極的に導入している。令和5年度末現在で、89施設に1,509.2kWを導入した。

導入状況

年度	設 置 場 所	設置数	設置規模 (kW)
令和3年度	子育て安心施設	1	4.4
令和4年度	—	0	0.0
令和5年度	なぐわし公園充電ステーション	1	6.0
合計 (令和5年度末現在)		89	1,509.2

※令和3年度に、市庁舎3kWの設備を老朽化のため撤去。

5 緑地保全及び緑化推進

都市化の進む現代は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少など地球規模の環境破壊が広がっている。このような中で、緑には大気を浄化したり、都市気象を緩和したり、自然生態系を維持したりするなど環境を保全する機能がある。

また、このほかにも、人間の心の安定に深く関わりがあり、緑は、私たちの生活に不可欠なものである。

このように、様々な形で私たちの生活に関わりを持つ緑を保全し、緑化の推進を行うことにより、緑豊かで潤いと安らぎのあるまちづくりを目指していく。

(1) 保存樹木・樹林指定事業

一定要件を満たす樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、所有者に維持管理費の一部として奨励金を交付する。(令和6年4月1日現在)

	区 分	指 定	令和5年度奨励金交付額 (円)	
樹 木	市 街 化 区 域	136 本	371,932	1 本当たり 2,800 円
樹 林	市 街 化 区 域	46,903 m ²	949,777	1 m ² 当たり 21 円
	市街化調整区域	320,868 m ²	634,734	1 m ² 当たり 2 円
	小 計	367,771 m ²	1,584,511	
計			1,956,443	

(2) 県条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」

埼玉らしさを感じさせる緑の風景地を、県が条例に基づき指定する。(令和6年4月1日現在)

区 分	指定面積 (m ²)	指定年度
川越市中福ふるさとの緑の景観地	170,000	昭和54年度
川越市上松原ふるさとの緑の景観地	105,000	昭和55年度
川越市下赤坂ふるさとの緑の景観地	190,420	昭和55年度
ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地 (川越市分)	14,100	昭和55年度
計 (4か所)	479,520	

(3) 市民の森指定事業

民有樹林を借り上げ、保全するとともに、市民に憩いの場として開放する。(令和6年4月1日現在)

区 分	指定面積 (㎡)	指定箇所
市 街 化 区 域	6,458	1
市街化調整区域	33,710	4
計	40,168	5

(4) 公共施設緑化樹木等植栽本数実績(環境政策課実施分、緑の募金交付金事業等を含む。)

緑豊かなまちづくりを進めていく上で先駆的役割を担うべく、公共施設の緑化を行う。

年度	公園・緑地・学校・その他公共施設(本)
令和3年度	2,810
令和4年度	1,264
令和5年度	148

※ 本数には、地被類を含む。

(5) 苗木配布事業

市民の緑化意識の向上と各家庭の緑化の推進を図るため、苗木の無料配布を実施する。

年度	配布本数	主な配布樹種
令和3年度	0本	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
令和4年度	500本	オオデマリ、キンカン、ブルーベリーほか
令和5年度	300本	コデマリ、ブルーベリーほか

※ 市の花ヤマブキ・市の木カシは毎回配布

(6) 市民花壇設置事業

自治会その他の2人以上のグループが自主的に維持管理する花壇を指定し、春と秋に花苗を支給する。

年度	設置延べ件数	設置延べ面積 (㎡)	花苗支給本数
令和3年度	81	1,881.4	12,145
令和4年度	84	1,966.0	12,176
令和5年度	85	1,967.5	12,749

(7) 緑の募金等交付金事業

緑の募金を活用して、公共施設の緑化等を実施する。

年度	実 施 箇 所
令和3年度	石原町第二公園、かわつる三芳野団地、笠幡グリーンパーク、レーベンスクエアコンセルティエ、野田神社、霞ヶ関駅北口駅前広場
令和4年度	産業観光館、みよしの支援センター、伊勢原町3丁目自治会集会所、霞ヶ関第二保育園、的場蟹ヶ渚、大字笠幡地内南小畔川、泉小学校
令和5年度	かわつる三芳野団地、県営川越小堤団地、菅間第二学校給食センター、仙波町一丁目北団地、月吉町公園、六塚稲荷神社境内地

※ 緑の募金には、自治会を通して集められる家庭募金と、学校募金、職場募金、街頭募金等がある。

(8) 緑のカーテンモデル事業

緑のカーテンを学校、保育園、公民館などの公共施設に設置することにより、「設置のモデル」を市民に示し、一般家庭等への普及を図る。

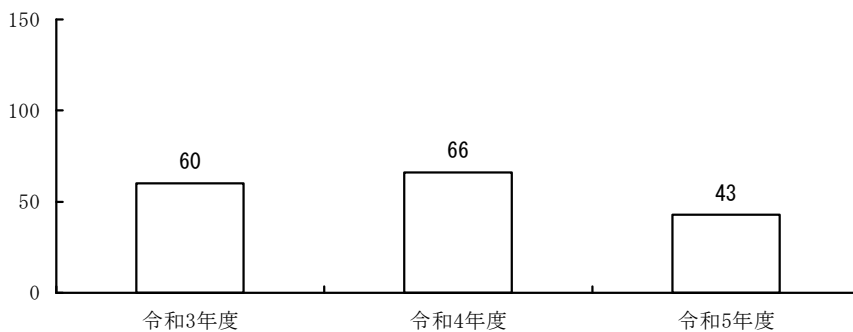
年度	設置箇所数	設置箇所
令和3年度	27	市役所本庁舎、保育園 10 園 他
令和4年度	31	市役所本庁舎、保育園 12 園 他
令和5年度	26	市役所本庁舎、保育園 11 園 他

Ⅲ 環 境 保 全

1 あき地の環境保全

雑草が繁茂し放置されているあき地は、害虫の発生や防犯上の危険などにより近隣住民の生活環境を阻害している。本市では、昭和 44 年 11 月 1 日「川越市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、あき地の所有者又は管理者に対し良好な管理を行うよう指導している。

あき地の苦情処理件数（単位：件）



2 住民による河川浄化活動

（1）新河岸川を守る会

昭和 45 年 12 月に新河岸川上流地域の 25 自治会で発足し、令和 5 年度末では 27 自治会（野田町 1 丁目～岸町 1 丁目）が加盟している。

主な活動としては、河川の清掃、沿岸の雑草除去、河川浄化啓発を目指した桜まつり、河川浄化大会などがある。

（2）不老川を守る会

水質汚濁の進んだ不老川の浄化を図るため、昭和 63 年 4 月に、大東・福原・高階地区及び岸町・新宿町地区の流域 65 自治会で結成された。令和 5 年度末では流域・近隣の 42 自治会が加盟している。

主な活動としては、河川の清掃、生活雑排水浄化の啓発などがある。

（3）霞ヶ関小畔川をきれいにする会

昭和 51 年 4 月に、霞ヶ関地区の小畔川流域地元住民によって結成された。

主な活動としては、河川の清掃、不法投棄防止の啓発などがある。

（4）小畔川を守る会

小畔川の関越自動車道から東武東上線の間約 2km の範囲の環境保全を図るため、平成 2 年 8 月に名細・霞ヶ関・霞ヶ関北地区の関係自治会により結成された。

主な活動としては、河川の清掃、河川浄化の啓発活動などがある。

(5) 伊佐沼の蓮を咲かそう会

平成10年8月に、伊佐沼の水質向上と周辺環境の美化を図り、沼に蓮を咲かせる環境づくりを目指して伊佐沼周辺住民によって結成された。

主な活動としては、伊佐沼の清掃活動、蓮の移植などがある。

3 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

① 大気汚染常時監視

大気汚染の常時監視を川越、高階、霞ヶ関、仙波測定局の4局で行い、各測定局のデータをテレメータシステムにより集約し、下記の項目について汚染状況を把握している。

各測定局と測定項目

○：監視している項目

測定局名		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	二酸化窒素	非メタン炭化水素	風向風速 温湿度
川越測定局	一般環境	○	○	○	—	○	○	○	○
高階測定局		—	○	○	—	○	○	○	○
霞ヶ関測定局		—	○	○	—	○	○	—	—
仙波測定局	沿道環境	—	○	—	○	○	○	—	○

二酸化硫黄濃度の経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川越測定局	0.001	0.001	0.001

浮遊粒子状物質濃度の経年変化

(年平均値 mg/m³)

測定局名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川越測定局	0.012	0.013	0.013
高階測定局	0.011	0.011	0.011
霞ヶ関測定局	0.011	0.013	0.013
仙波測定局	0.012	0.012	0.012

光化学オキシダント濃度の経年変化

(昼間の1時間値の年平均値 ppm)

測定局名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川越測定局	0.035	0.035	0.035
高階測定局	0.036	0.034	0.036
霞ヶ関測定局	0.034	0.033	0.035

一酸化炭素濃度の経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
仙波測定局	0.2	0.3	0.2

微小粒子状物質濃度の経年変化

(年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測 定 局 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川 越 測 定 局	7.5	8.5	8.2
高 階 測 定 局	7.6	8.2	8.1
霞 ケ 関 測 定 局	8.4	9.4	9.3
仙 波 測 定 局	7.3	8.1	7.8

二酸化窒素の濃度経年変化

(年平均値 ppm)

測 定 局 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川 越 測 定 局	0.010	0.010	0.009
高 階 測 定 局	0.010	0.009	0.009
霞 ケ 関 測 定 局	0.010	0.010	0.010
仙 波 測 定 局	0.015	0.014	0.013

非メタン炭化水素の経年変化

(6～9時の年平均値 ppm)

測 定 局 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
川 越 測 定 局	0.13	0.15	0.14
高 階 測 定 局	0.13	0.14	0.14

※令和2年8月より測定開始

② 大気事業所立入検査

「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき立入検査を行い、施設の適正管理について指導している。

大気事業所立入検査結果

年 度	立 入 事 業 所 数 (延べ事業所数)	行 政 措 置	
		注 意	勸 告
令和3年度	169	0	0
令和4年度	215	0	0
令和5年度	168	0	0

③ 光化学スモッグ注意報等発令状況

市民の健康被害防止のため、埼玉県からの光化学スモッグ注意報等の発令に伴い「川越市大気汚染緊急時対策要綱」に基づく情報の周知徹底を図っている。

光化学スモッグ注意報等の発令日数と健康被害届出人数

年 度	発 令 日 数 (県南西部地区)			健康被害 (川越市)	健康被害 (県全体)
	予 報	注意報	警 報	届 出 人 数 (人)	届 出 人 数 (人)
令和3年度	2	2	0	0	0
令和4年度	9	5	0	0	0
令和5年度	6	3	0	0	0

(2) 水質汚濁防止対策

① 公共用水域調査

市内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、主要河川等 9 地点において年 12 回、17 地点において年 4 回水質測定を実施している。

下記表は、河川別 BOD 年平均値の 3 年間の推移を表したものである。

主要河川等の BOD 年平均値の推移

(単位：mg/ℓ)

名称	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入 間 川		0.8	1.0	1.0
新 河 岸 川		1.3	1.7	2.0
不 老 川		1.3	1.9	2.3
大 谷 川		1.7	2.2	3.9
天 の 川		2.3	1.5	9.6
小 畔 川		3.4	2.5	3.1
久 保 川		1.5	2.7	4.2
九 十 川		7.7	3.8	8.5
伊 佐 沼		10	7.6	18

※ 同一河川で測定地点が複数の場合は平均している。

② 地下水汚染調査

昭和 59・60 年度に実施した市内全域調査でトリクロロエチレン等の汚染が認められた地域について、引き続き市継続監視調査を行っている。また、水質汚濁防止法に基づいて、毎年新規井戸で実施する県概況調査については全ての健康項目で調査を行い、汚染が認められた井戸については継続して県継続監視調査を行っている。各調査結果は、下表のとおりである。

地下水汚染調査結果

年 度	調 査 数		基 準 超 過 数				
			トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ヒ 素
令和 3 年度	概 況 調 査	3	0	0	0	1	0
	継 続 監 視 調 査	18	0	3	1	4	1
令和 4 年度	概 況 調 査	3	0	0	0	0	0
	継 続 監 視 調 査	18	0	1	1	3	1
令和 5 年度	概 況 調 査	3	0	0	0	0	0
	継 続 監 視 調 査	18	0	2	1	1	1

③ 河川底質調査

公共用水域における有害物質及び有機物の蓄積状況を把握するため、4 河川（入間川、新河岸川、不老川及び小畔川）4 地点で底質の測定を実施している。（※令和 3 年度は、不老川のみ実施）

底質に含まれる有害物質のうち水銀と PCB については汚染の基準として「底質の暫定除去基準」が定められているが、最近 3 年間の全ての検体について基準以下である。

④ 水質事業所立入検査

「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業所への立入検査を実施し、このうち排水基準を超過したものについて指導している。

水質事業所立入検査結果（延べ事業所数）

年 度	立入検査 事業所数	採水調査 事業所数	基準超過 事業所数	行 政 措 置			超過率 (%)
				命 令	勸 告	注 意	
令和3年度	183	138	12	1	0	11	8.7
令和4年度	234	203	30	0	1	29	14.8
令和5年度	236	201	36	0	1	35	17.9

⑤ 異常水質事故

河川への油流出等の異常水質事故が発生すると、広域にわたる被害が予想されるため、関係機関と協力し、現地調査や被害の拡大防止対策を行い、原因物質・発生源の究明に努めている。発生源に対しては、応急措置を求め、改善対策や再発防止の指導を行っている。

現象別異常水質事故件数

年 度	合計	現象内訳			
		魚	油	着色濁水	その他
令和3年度	14	5	7	1	1
令和4年度	10	2	2	5	1
令和5年度	16	6	5	1	4

（３）その他の公害対策

① 騒音・振動・悪臭

苦情等があった事業所等の発生源に対して調査を実施し、改善指導を行っている。

騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・埼玉県生活環境保全条例に基づく調査・指導状況

年度	区分	騒 音		振 動		悪 臭	
		調 査	文書指導	調 査	文書指導	調 査	文書指導
令和3年度		53	1	13	0	13	0
令和4年度		56	0	11	0	31	0
令和5年度		47	0	9	0	21	0

② 自動車騒音常時監視

高速自動車国道、一般国道、県道沿道の環境基準の達成状況を評価している。

環境省のマニュアルに基づき、測定区間を計画的に選択し、騒音測定を実施している。

環境基準達成状況

年 度	区間延長 (km)	環 境 基 準 達 成 状 況 の 評 価 結 果			
		昼夜とも達成 (%)	昼のみ達成 (%)	夜のみ達成 (%)	昼夜とも超過 (%)
令和5年度	112.9	91.7	4.8	0.4	3.1

③ 特定化学物質届出事務

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業者からの届出にて特定化学物質排出量等の集計結果を公表している。対象事業所は前年度実績を届出することが義務付けられており、国及び都道府県等は届出の集計結果をまとめることになっている。

排出量等

届 出 年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出件数	PRTR法	80	80	76
	県 条 例	86	86	85
集 計 結 果		(令和2年度排出)	(令和3年度排出)	(令和4年度排出)
化学物質 トン／年	取 扱 量	39,816	40,162	37,444
	排 出 量	266	276	246
	移 動 量	398	442	457

④ 公害苦情

市民から寄せられた公害苦情については、法令に基づく指導や行政指導により解決を図っている。ここ3年間の公害苦情処理件数を見ると、騒音に関する苦情が一番多く、悪臭、大気汚染に関する苦情がそれに次いでいる。

公害苦情処理件数

年 度	大気汚染	水質汚染	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他	合 計
令和3年度	25	0	0	53	13	0	12	2	105
令和4年度	12	0	0	56	11	0	31	3	113
令和5年度	12	0	0	47	9	0	21	7	96

⑤ 公害防止組織

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき事業所内の公害防止組織の整備を図っている。

公害防止管理者等が未選任の事業所には選任するよう指導を行っている。

⑥ ダイオキシン類調査

令和5年度ダイオキシン類環境調査結果

大気環境中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/m³)

区 分	春 期	夏 期	秋 期	冬 期	年平均値	環境基準値
芳 野 中 学 校	0.012	0.015	0.0074	0.028	0.016	0.6
広 谷 小 学 校	0.0070	0.014	0.0073	0.0094	0.0090	
鯨 井 中 学 校	0.0059	0.017	0.0074	0.013	0.011	
川 越 測 定 局	0.0075	0.013	0.0075	0.015	0.011	
川 越 南 文 化 会 館	0.010	0.013	0.0065	0.0082	0.0090	

土壌中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

区 分	測 定 値	環境基準値
芳 野 小 学 校	1.1	1,000
新 宿 小 学 校	0.16	

底質中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

区 分	測 定 値	環境基準値
初 雁 橋 (入 間 川)	0.38	150
旭 橋 (新 河 岸 川)	6.1	
不 老 橋 (不 老 川)	0.21	

河川水中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/L)

区 分	測 定 値	環境基準値
初 雁 橋 (入 間 川)	0.084	1
旭 橋 (新 河 岸 川)	0.13	
不 老 橋 (不 老 川)	0.062	

⑦ 石綿 (アスベスト) 調査

令和5年度アスベスト大気環境調査結果 総繊維数 (本/ℓ)

調 査 場 所	夏期平均	冬期平均	年平均
川 越 測 定 局	0.07	0.07	0.07

※ 平均は幾何平均値

※ 調査は、アスベストモニタリングマニュアルに基づき実施、総繊維数濃度が10当たり1本を超えた場合に詳細分析を行う。令和5年度は、総繊維数濃度が10当たり1本を超えた検体がなかったため、詳細分析は行わなかった。

※ 大気汚染防止法第18条の10で定める石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界基準は10本/ℓ

⑧ 特定粉じん排出等作業届出規制事務

令和5年度届出及び立入検査回数

届出件数 (件)	立入検査回数 (回)
14	20

IV 産業廃棄物指導

平成 15 年 4 月の中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲された。

主な移譲業務は、産業廃棄物処理業の許可に関する事務、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置の許可に関する事務、産業廃棄物の適正処理に関する指導事務である。

平成 16 年 7 月 1 日より「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が施行されたことから、引取業及びフロン類回収業の登録に関する事務、解体業及び破砕業の許可に関する事務、同事業者に対する適正処理の指導事務も加えて行っている。

また、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」により、土砂の堆積の許可に関する事務も行っている。

1 産業廃棄物処理業及び一般・産業廃棄物処理施設の許可の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、川越市内で産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、川越市長の許可を受けなければならない。

種 別	業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業	3	1	3
	処 分 業	5	7	4
特別管理産業廃棄物	収 集 運 搬 業	0	0	2
	処 分 業	0	0	2
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設		0	3	0
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		0	0	1
許 可 件 数		8	11	12

2 使用済自動車のリサイクルに係る登録・許可の状況

川越市内で使用済自動車の引取業及びフロン類回収業を行う場合には、川越市への登録が必要である。また、解体業及び破砕業を行う場合には、「使用済自動車の再資源化に関する法律」に基づき、川越市長の許可を受けなければならない。

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
引 取 業	4	25	6
フ ロ ン 類 回 収 業	1	6	1
解 体 業	0	0	0
破 砕 業	0	0	0
登 録 ・ 許 可 件 数	5	31	7

3 土砂の堆積の許可等の状況

川越市内で 500 ㎡以上の区域において土砂を堆積する場合には、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、川越市長の許可等を受けなければならない。

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許 可 件 数	3	4	5
届出件数（他法令許可等）	17	24	20

4 立入検査の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB特措法）」「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物排出事業者等に対して立入検査を実施し、廃棄物等の適正処理に向けた指導をしている。

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 理 業 者 等	産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	72	73	68
	産 業 廃 棄 物 焼 却 施 設	3	3	3
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	4	4	5
	計	79	80	76
産 業 廃 棄 物 排 出 事 業 者	医 療 関 係 機 関	0	17	17
	家屋解体等建設工事現場	14	24	46
	多 量 排 出 事 業 者	5	5	5
	計	19	46	68
有 害 使 用 済 機 器 保 管 等 事 業 者		1	11	15
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所		8	13	7
使 用 済 自 動 車 解 体 ・ 破 碎 業 者		10	5	6
土 砂 堆 積 事 業 者		36	64	149

5 苦情処理の状況

処 理 項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
野 外 焼 却	17	9	26
不 法 投 棄	10	10	21
廃棄物の保管方法等	5	4	6
土砂の堆積・散乱	1	0	3
そ の 他	6	6	9
計	39	29	65

V 資源循環の推進

1 ごみ処理

(1) ごみ処理事業の現況

廃棄物の適正処理は、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る上で最も基本的な要件であり、また、社会の維持発展に不可欠な要件である。そして、その処理は、ごみを生活圏から速やかに排除し、減容化、安定化、無害化することを目的としている。しかし、近年における廃棄物の量的増大及び質的多様化並びに市民の快適な環境へのニーズの高まりの中で、ますます複雑化、困難化する状況にある。

本市における市民生活や事業活動によって発生するごみの量は、集団回収量を除き年間約 100,000 t で推移している。市ではこれらのごみを処理するに当たって、特に清潔な環境の確保、循環型社会への適応等に留意して次のようなプロセスで処理している。すなわち、可燃ごみについては、東清掃センター・資源化センターにおいて全量焼却処分を行い一部を熱回収しているほか、不燃ごみについては、粉碎処理により徹底した減容化を行うとともに、その処理過程で鉄、アルミ、カレット類を回収し、資源化再利用と最終処分量の減量化に努めている。さらに、焼却残渣についてもセメント原料等として資源化を実施し、焼却灰、破碎残渣等の最終処分については、管理型の最終処分場を確保し、完全衛生処分を行っている。

また、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、分別基準適合物にするための選別と圧縮梱包をして、指定法人ルートを通じて再資源化に努めている。

今後の課題として、リサイクルの推進に努めるため、資源物排出機会の拡大、草木類資源化拡大、焼却灰等の再資源化の推進等を図るとともに、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、それぞれの能力や特性を生かしながら、協働して循環型社会を作り上げていく必要がある。

(2) ごみの減量化とリサイクル

環境問題の中で廃棄物対策の比重が高くなってきている。その対策を進める上で、市民がどのようにしてごみの減量・資源化ができるかが重要になる。

そこで、3つの‘R’を念頭に行動する必要がある。

①Reduce

リデュース：減量

ごみになるものを買わない、使わない。②③の前に最優先で実施しなければならない。

②Reuse

リユース：再利用

リターナブルびんのように、使えるものは何度でも繰り返し使う。

③Recycle

リサイクル：再資源化

再生紙のように、廃棄されたものを原料にして再製品化する。①②がどうしてもできないときの方法。

川越市の取組

① 集団回収事業

ごみの減量・資源化を図るため、子ども会、自治会、PTA等が行う紙類等の集団回収事業に対して、回収量 1kg について、6 円の報償金を交付する制度。団体・業者とも登録制になっている。

令和 5 年度実績 登録団体数：310 団体（うち実施団体：267 団体）

回 収 量：3,830t

報 償 金 額：22,984,206 円

② 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業

家庭から出る生ごみの自家処理を促進していくため、コンポスト容器購入（購入額の半額で限度額 2,700 円）、電気式生ごみ処理機購入（購入額の半額で限度額 18,000 円）、EM 容器購入（購入額の半額で限度額 1,800 円）に補助金を交付している。

令和 5 年度実績 コンポスト 25 基 62,910 円

電気式生ごみ処理機 24 基 404,900 円

EM 容器 4 基 5,390 円

③ 小型家電回収事業

使用済小型家電製品には、金・銀・銅などの有用金属が含まれており、これらを回収しリサイクルしていくことが重要となっている。そのため、公共施設へ回収ボックスを設置し、資源の有効利用の促進を図っている。

令和 5 年度実績 回 収 量：0t ※令和 5 年度 ボックス回収はしたものの引渡しをしていない。

④ 3R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール

市内小・中学生を対象に廃棄物の減量・資源化とごみの散乱防止の啓発のため、ポスターコンクールを実施する。優秀作品は、環境行政の各種広報に使用している。

令和 5 年度実績

	応 募 数 (件)
小学生	562
中学生	175

⑤ リサイクル体験講座

3R の普及・啓発のため、環境プラザ（つばさ館）でリサイクル体験講座を実施する。

令和 5 年度実績 27 回開催 317 名参加

⑥ エコストア・エコオフィス認定制度

ごみの減量・資源化や、地球にやさしい活動などを積極的に行っている事業者を認定し、資源の循環型社会の構築及び地球環境の保全を推進する制度。

一定の基準を満たせば認定し、さらに厳しい基準を満たせばゴールドへステップアップする。

令和 5 年度末現在の認定数 エコストア 53 店、エコオフィス 40 事業者

ゴールドエコストア 3 店、ゴールドエコオフィス 27 事業者

⑦ かわごえ環境推進員制度

各自治会より推薦された者が地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化の推進・啓発、ごみの分別指導、地域の環境美化活動の推進・啓発を行う制度。

平成 14 年度より、衛生委員制度とリサイクル推進員制度を統合し新たに発足し、市民と行政が一体となり環境問題に対処し、住みよい魅力あるまちにすることを目的として、市内で約 860 名の推進員が活動している。

⑧ 出前講座

市内の学校・自治会・公民館などを対象にごみ減量やリサイクルに関する講座を開催している。

令和 5 年度実績 開催回数： 3 回

参加人数： 106 名

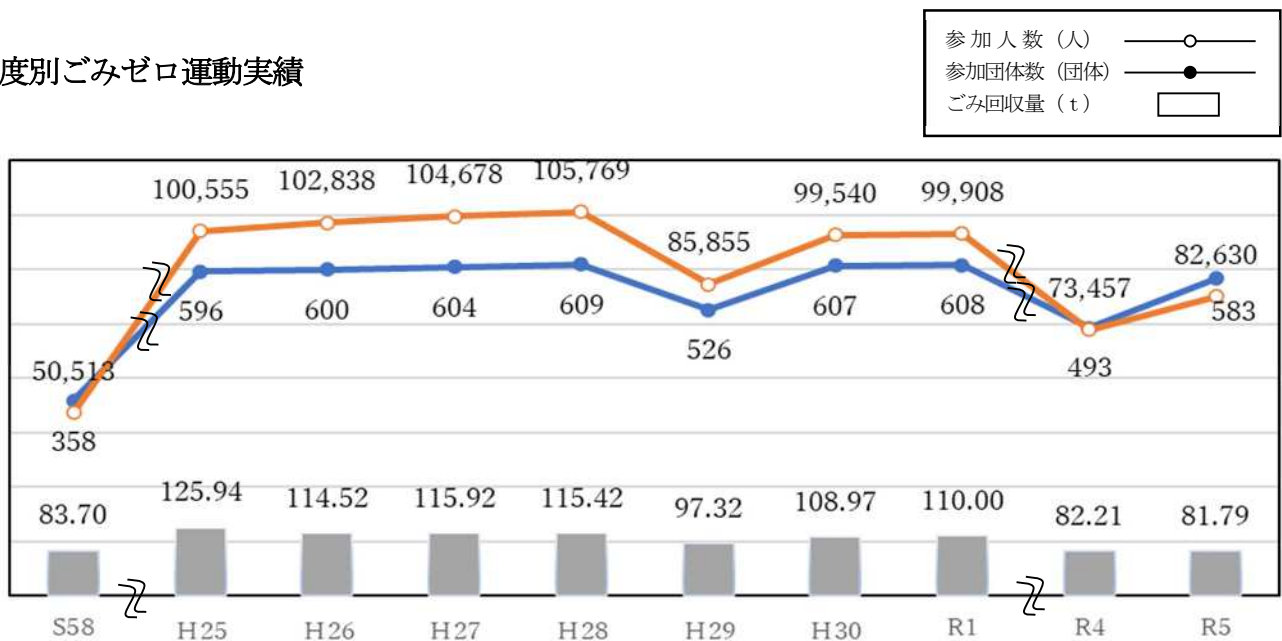
⑨ クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）

公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和 58 年 5 月に、クリーン川越市民運動推進協議会が設置され、同月第 1 回のごみゼロ運動が実施された。この運動は春と秋の年 2 回行い、それぞれの地域で美化清掃活動を実施している。

この運動の目的は、参加者が美化清掃活動を実際に体験することで市民としての誇りと自覚を身に付け、ごみを投げ捨てない心を育てていくことである。

令和 2 年度・令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて中止としたが、令和 4 年度以降再開し、コロナ前の参加人数に近づいている。

年度別ごみゼロ運動実績



⑩ 環境美化活動支援制度

地域住民が自らの意思で道路、公園、河川などの公共施設の清掃や草刈等を行おうとすることに対して、市が清掃用具の支給や収集されたごみの処理を行う制度。

令和 5 年度実施団体 71 団体

また、市の制度のほか、埼玉県が実施している「彩の国ロードサポート制度」、「川の国応援団美化活動団体支援制度」において、市は、収集されたごみの処理を協力している。

令和 5 年度団体登録数

彩の国ロードサポート制度 (団体)	45
川の国応援団美化活動団体支援制度 (団体)	22

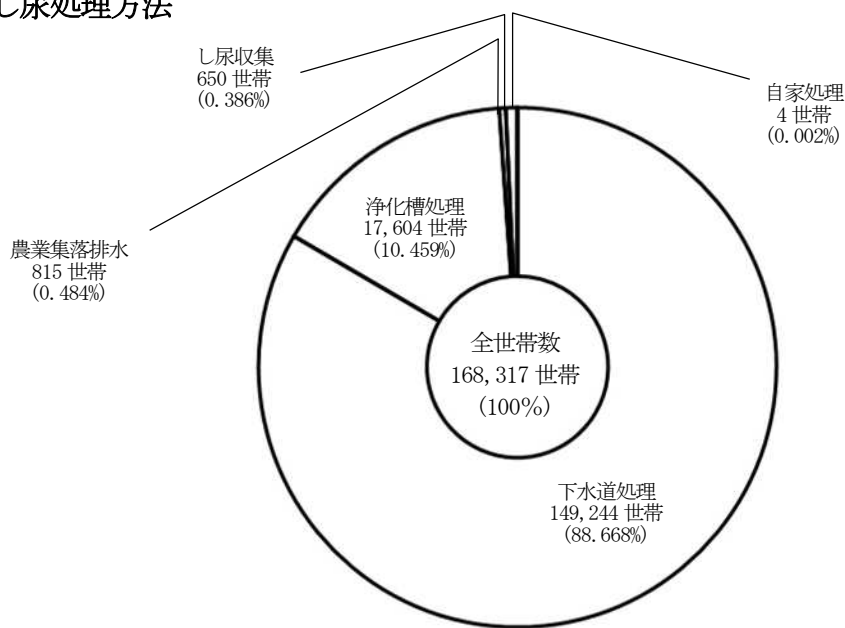
2 し尿処理

令和6年4月1日現在、し尿収集対象世帯が全世帯数に対する割合は0.386%、浄化槽処理世帯が10.459%、農業集落排水世帯が0.484%、下水道処理世帯が88.668%である。

令和5年度のし尿の収集量は、委託収集、許可業者収集1,754.7kℓ、その他浄化槽汚泥33,888.0kℓ（農業集落排水汚泥、家庭雑排水含む）で、1日97.4kℓを処理している。

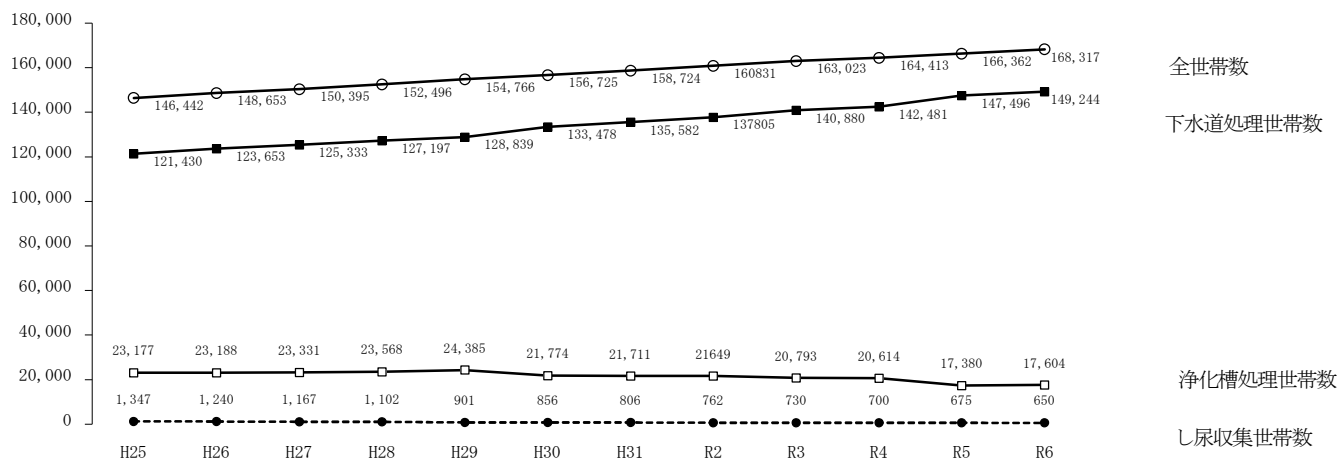
収集については、許可（委託を兼ねる）業者7社、車両27台、人員41名により行い、施設及び管理関係5名により処理を行っている。

(1) し尿処理方法



(2) し尿処理方法の推移

(令和6年4月1日現在)



※ グラフの中の数値は、毎年4月1日現在のデータ。

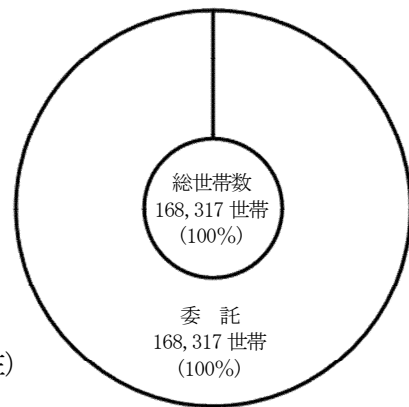
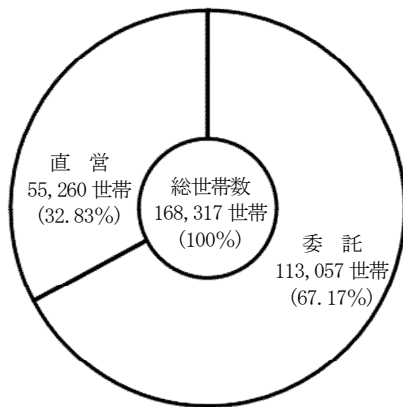
VI ごみの収集

1 ごみの収集状況

(1) 収集体制（定時）

《可燃ごみ》

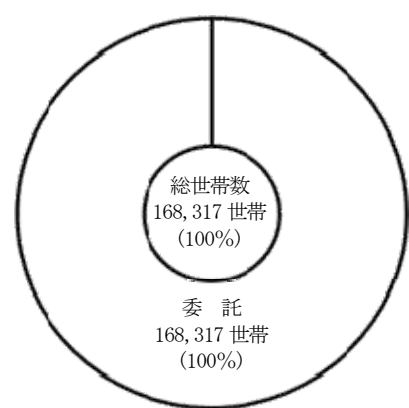
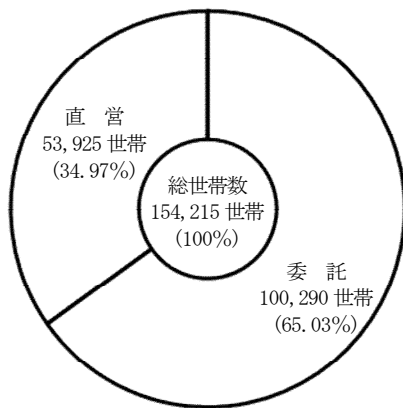
《不燃・有害ごみ、びん・かん、ペットボトル》



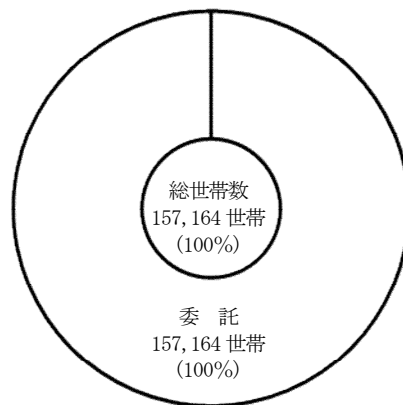
(令和6年4月1日現在)

《紙類》

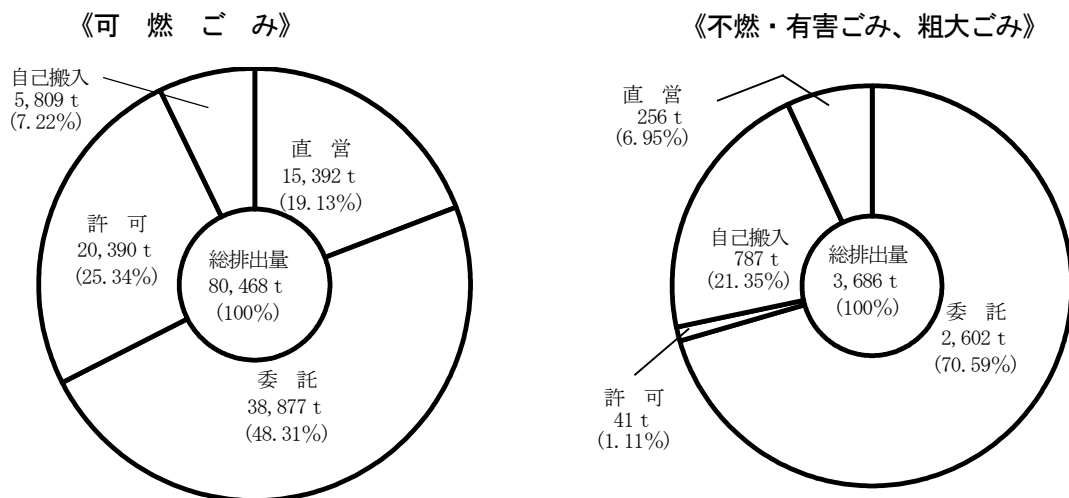
《プラスチック製容器包装》



《布類》

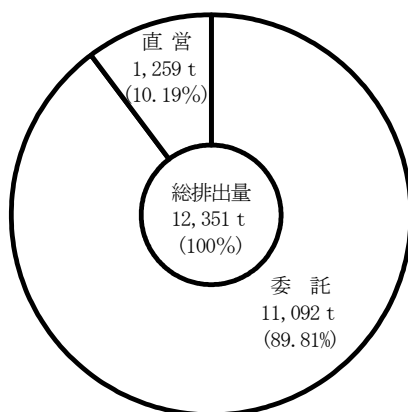


(2) 排出量 (令和5年度)

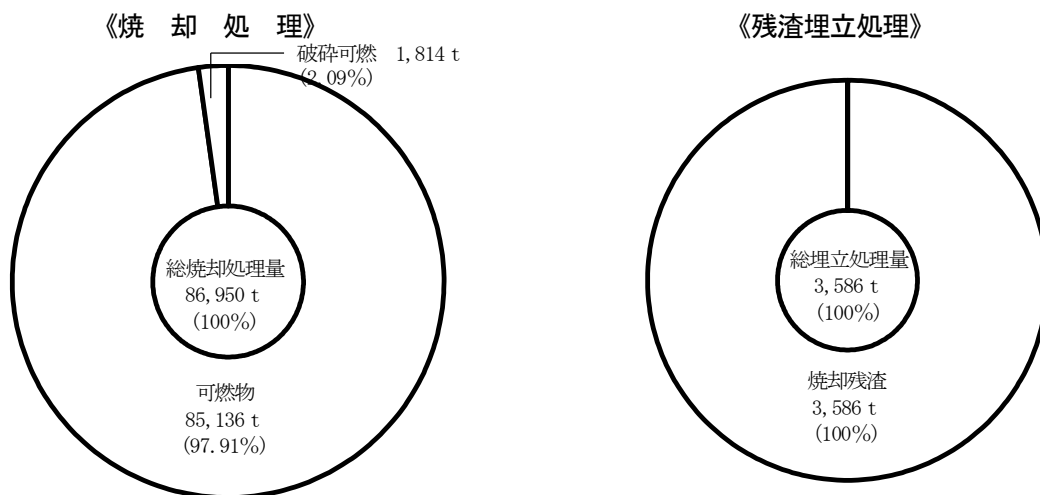


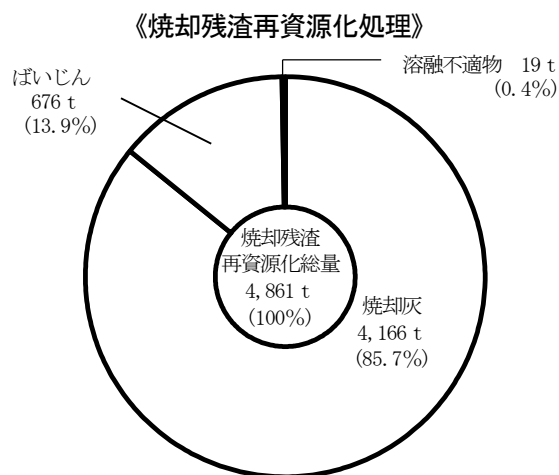
《資源ごみ》

(プラスチック製容器包装、びん・かん、ペットボトル、紙類、布類、小型家電類(拠点回収))



(3) 処理・処分量 (令和5年度)





(4) 分別収集

	収集回数	収 集 対 象 物	収 集 方 法	収集形態
可 燃 ご み	週 2 回	厨芥類、木屑類、小型プラスチック類	ステーション方式	直営・委託
び ん ・ か ん	2 週 1 回	飲食料品・化粧品のびん 飲料用・缶詰・スプレー缶	ステーション方式	委 託
ペットボトル	2 週 1 回	飲料水・酒類・醤油容器	ステーション方式	委 託
不 燃 ご み	4 週 1 回	ガラス類、せとの類、小型家電製品 金属類、自転車、大型プラスチック類等	ステーション方式	委 託
有 害 ご み	4 週 1 回	乾電池、蛍光管、体温計等水銀含有ごみ	ステーション方式	委 託
粗 大 ご み	随時	タンス、机、ベッド等	戸 別 軒 下 収 集	直 営
紙 類	月 1 回	新聞紙、段ボール、紙パック、雑紙等	ステーション方式	直営・委託
布 類	4 週 1 回	布類、下着類、毛布、タオル、シーツ等	ステーション方式	委 託
プラスチック製 容器包装	週 1 回	緩衝材類、チューブ類、網・ネット類、トレイ類、 ポリ袋・ラップ類、カップ・パック類等	ステーション方式	委 託

※ プラスチック製容器包装は、平成 16 年 10 月から川越市全域で収集開始

※ 令和 4 年 4 月 1 日より、「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」に名称変更

(5) ごみ集積所数

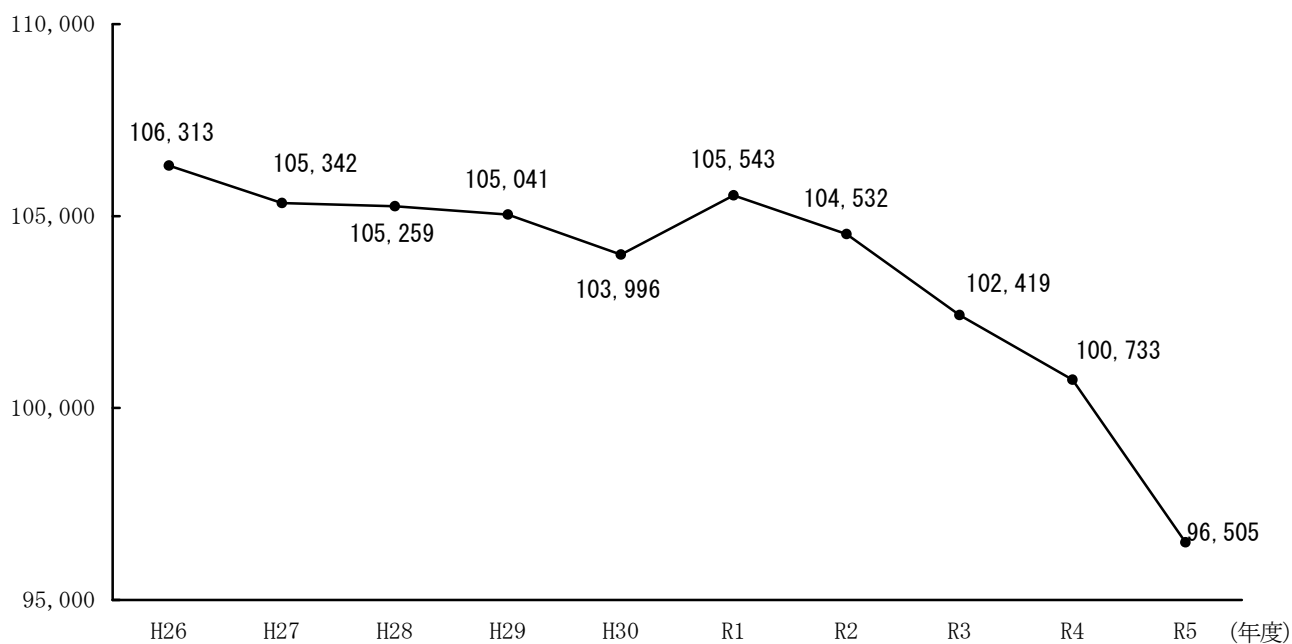
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地区別 項目	本 庁 地 区	芳 野 地 区	古 谷 地 区	南 古 谷 地 区	高 階 地 区	福 原 地 区	大 東 地 区	霞 ヶ 関 地 区	霞 ヶ 関 北 地 区	名 細 地 区	川 鶴 地 区	山 田 地 区	計
集 積 所 数	3,808	93	139	595	1,834	475	940	895	587	870	109	361	10,706
1 か所当りの 世 帯 数	14.1	24.3	32.5	18.6	14.5	19.4	17.2	16.4	13.8	16.4	24.0	14.3	15.7

(6) ごみ排出量の推移

(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・紙類・布類・粗大ごみ合計)

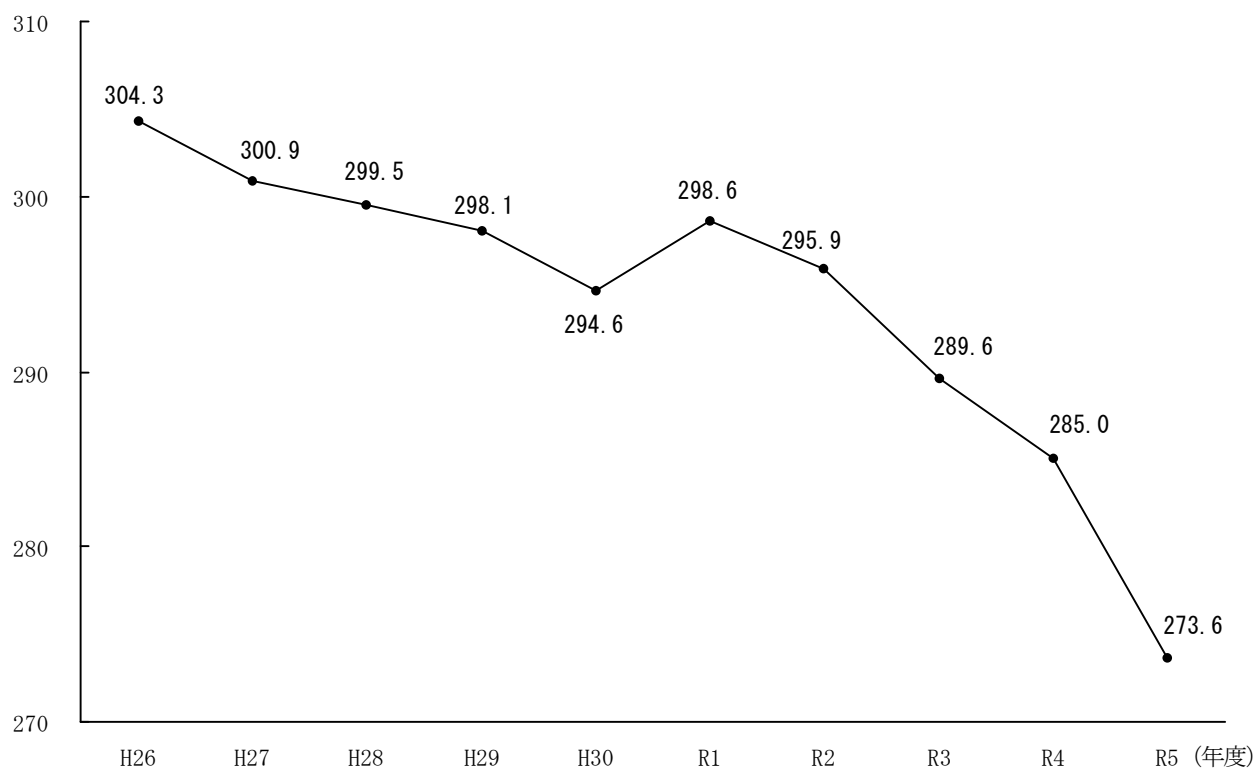
(単位：t)



(7) 市民一人当たり（年間）のごみ排出量の推移

(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・紙類・布類・粗大ごみ合計)

(単位：kg)



VII ごみ等の処理施設

1 清掃関係施設

東清掃センター

(令和6年4月1日現在)

所 在 地	芳野台2丁目8番地18
敷 地 面 積	約10,400 m ²

焼却施設

建	物	構	造	工場棟：鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下1階地上3階建 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建
延	べ	面	積	4,803 m ² （全体）
公	称	能	力	140t／日（70t／24h×2基）
処	理	方	式	全連続燃焼式
処	理	対	象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
竣	工	年	月	昭和61年11月
施	工	業	者	(株)タクマ
主 な 設 備	受 入 ・ 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式		
		ごみピット容量：1,400 m ³		
	燃 焼 設 備	燃焼装置：ストーカ方式		
	排 ガ ス 処 理 設 備	ばいじん除去：ろ過式集じん器		
		塩化水素除去：乾式（消石灰噴霧式）		
	通 風 設 備	煙突：高さ59m 頂部口径0.88m×2本		
	灰 出 し 設 備	焼却灰：灰押出機→フライトコンベヤー→灰ピット（80 m ³ ）		
		飛 灰：飛灰コンベヤー→飛灰貯留槽（50 m ³ ）		
	排 水 処 理 設 備	中和→凝集沈殿→ろ過→再利用		
	余 熱 利 用 設 備	施設内の給湯		
そ の 他 設 備	計量器：20t、可燃性粗大破砕機（10t／5h）			

リサイクル施設

建 物 構 造	工場棟：鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下1階地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造3階建
延 べ 面 積	3,901 m ² (全体)
処 理 対 象 物	不燃ごみ、ペットボトル、粗大ごみ
公 称 能 力	60t/日 (5h)
処 理 形 式	手選別、破碎、機械選別
竣 工 年 月	平成5年3月
施 工 業 者	タクマ・岩堀特別共同企業体
主 な 設 備	供給クレーン、供給コンベヤ、手選別コンベヤ、磁選機、ペットボトル等圧縮機、排出コンベヤ、破碎機、不燃物可燃物等選別装置、鉄類風力選別装置、アルミ選別機、貯留ホッパ 計量器：25t

資源化センター

所 在 地	大字鯨井 782 番地 3
敷 地 面 積	約 106,278 m ²

熱回収施設

建	物	構	造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建	
延	べ	面	積	13,919.28 m ² （本体）	
公	称	能	力	265t／日（132.5t／24h×2基）	
処	理	方	式	全連続燃焼式	
処	理	対	象	物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
竣	工	年	月	平成22年3月	
施	工	業	者	株神鋼環境ソリューション	
主 な 設 備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式			
		ごみピット容量：10,350 m ³			
	燃 焼 設 備	燃焼装置：流動床式ガス化溶融炉			
	燃焼ガス冷却施設	ボイラ：伝熱面積1,516 m ² 最高使用圧力5.3Mpa・G 常用使用圧力4 Mpa			
	排ガス処理設備	ばいじん及びダイオキシン類除去：ろ過式集じん器（1系列につき2基：活性炭吹込式）			
		塩化水素及び硫酸酸化物除去：湿式洗浄方式（苛性ソーダ噴霧式）			
		窒素酸化物除去：触媒反応方式（アンモニア水噴霧）			
	通 風 設 備	煙突：高さ90m 頂部口径1.05m×2本			
	ス ラ グ 搬 出 設 備	スラグ冷却装置→スラグ破砕機→スラグ磨砕機→スラグ分級装置→スラグバンカ			
	溶融飛灰搬出設備	飛灰コンベヤ→混煉機→養生コンベヤ→固化物バンカ			
	余 熱 利 用 設 備	発電設備：蒸気タービン・発電機（定格出力 4,000kw、5,000kVA） ※場内及び敷地内他施設の電力利用（余剰電力については売電）			
		敷地外への高温水供給（130℃）			
		場内及び敷地内他施設の給湯（60℃）			
	排 水 処 理 設 備	有機系排水：接触ばつ気→中和→凝集沈殿→ろ過→再利用及び炉内噴霧			
		洗煙系排水：ばつ気→中和→凝集沈殿→中和→ろ過（ろ過・キレート樹脂・活性炭）→中和→再利用及び場外排水			
そ の 他 設 備	計量器：30t×3基、50t×1基 可燃性ごみ切断機：4.9t／5h				

リサイクル施設

建	物	構	造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造地上4階建、地下1階	
延	べ	面	積	8,281.12 m ²	
処	理	対	象	物	不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶、その他プラスチック製容器包装
公	称	能	力	53t／日（5h）	
処	理	形	式	破碎、選別処理	
竣	工	年	月	平成22年3月	
施	工	業	者	神鋼・岩堀・三澤屋・梶野・佐伯特別共同企業体	
主 な 設 備	不燃ごみ処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破袋機、有価物回収・不適物除去コンベヤ			
	粗大ごみ処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、前処理破碎機、破碎機投入コンベヤ 堅型回転式破碎機、破碎物搬送コンベヤ、磁選機、可燃不燃選別機、アルミ選別機 可燃物バンカ、残渣バンカ、鉄類バンカ、アルミ類バンカ			
	びん・缶処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破除袋機、手選別コンベヤ、缶類磁選機 缶類アルミ選別機、金属プレス機、カレットストックヤード			
	その他プラ容器	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破除袋機、手選別コンベヤ、機械式選別機			
	処理設備	圧縮梱包機			

草木類資源化施設

建 物 構 造	鉄骨造平屋建て
延 べ 面 積	1,926.75 m ²
処 理 対 象 物	剪定枝、刈草
公 称 能 力	6.1t／日（5h）
処 理 形 式	破碎処理
竣 工 年 月	平成22年2月
施 工 業 者	〔建築〕川口土木建築工業㈱〔電気〕飯島電器工事㈱〔空調〕㈱テクノエス
主 な 設 備	破碎機、磁選機、草木処理機、投入ホッパ、投入コンベヤ、破碎物コンベヤ、チップ取出コンベヤ 定量供給装置、排出コンベヤ、発酵ヤード、熟成ヤード

環境プラザ（つばさ館）

建 物 構 造	鉄骨造地上3階建て	
延 べ 面 積	4,345.12 m ²	
竣 工 年 月	平成22年1月	
施 工 業 者	〔建築〕 初雁・三光・三ツ和特定共同企業体〔電気〕 おぎでん・小室特定共同企業体 〔空調〕 日開・石井特定共同企業体〔給排水〕 埼玉設備工業㈱	
主 な 設 備	1階 エコタワー 3R 体験コーナー クエストブック 家具・自転車再生工房 再生品等展示スペース	市内から排出される1日のごみの量等を表示 3Rについて遊びながら学べるコーナー 地球環境について学ぶコーナー ごみとして出された家具・自転車を修理・再生するコーナー 家具・自転車再生工房で修理した再生品等を実費頒布
	2階 リサイクル体験工房 活動交流室 情報・資料コーナー	リサイクルの大切さを体験しながら学ぶ講座を開催 ごみや環境問題に関心を持っているグループ等の話し合い・学習・実習の場として利用 環境に関する図書等の閲覧等やインターネットでの環境情報の検索が可能
	3階 研修室	資源化センター見学時の説明や集団回収の説明会等を開催 収容人数150人

最終処分場

施 設 名 称	川越市小畔の里クリーンセンター	
所 在 地	大字平塚新田160番地	
敷 地 面 積	96,395 m ²	
埋 立 容 量	213,000 m ³ （第1期）	
埋 立 面 積	39,000 m ² （第1期）	
建 物 構 造	管理棟：鉄筋コンクリート造平屋建 薬品棟：鉄骨造平屋建 車庫棟：鉄骨造平屋建	
延 べ 面 積	639.96 m ² （全体）	
埋 立 対 象 物	焼却残渣、破碎残渣	
埋 立 期 間	平成元年4月～（現在埋立中）	
埋 立 方 式	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式	
竣 工 年 月	平成元年3月	
施 工 業 者	埋立処分地：間・内川特別共同企業体	
	浸出水処理施設：住友重機械・初雁興業特別共同企業体	
主 な 設 備	埋立処分地：平面しゃ水（ゴムシート1.5mm）、鉛直しゃ水（鋼鉄板10mm）、浸出水集水（有孔ヒューム管）、地下水集水（有孔ヒューム管） 浸出水処理施設：150 m ³ /日（回転円板＋凝集沈澱方式） 計量器：30t	

2 ごみ処理手数料

(令和6年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	収集・運搬に 関する手数料(円)	処分に関する 手数料(円)	備 考
動物の 死 体	犬・猫及びその他の動物	1 頭につき	500	500	
上記以外の 一般廃棄物	普通世帯から戸別収集される粗大 ごみ	1 個につき	500～2,000		
	市の処理施設に搬入される家庭系 廃棄物(50kg 以上のもの)	10kg につき		50	
	市の処理施設に搬入される事業系 廃棄物	10kg につき		220	

○一般廃棄物処理業許可申請手数料…1 件につき 3,000 円

3 し尿処理施設

(令和6年4月1日現在)

施 設 名 称	川越市環境衛生センター
所 在 地	大字大仙波 1249 番地 1
敷 地 面 積	12,380 m ²
建 物 構 造	機械棟：鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建 処理棟：鉄筋コンクリート造地下1階地上1階建 車庫棟：鉄骨造2階建
延 べ 面 積	4,546 m ² (全体)
処 理 対 象 物	し尿、浄化槽汚泥
公 称 能 力	150kℓ／日
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式
竣 工 年 月	昭和55年3月
施 工 業 者	荏原インフィルコ(株)
主 な 設 備	受入貯留設備、脱窒素処理設備、汚泥処理設備、脱臭装置、薬注設備

4 し尿処理手数料

(令和6年4月1日現在)

取 扱 区 分			収 集 ・ 運 搬 手数料 (円)	摘 要
普 通	く み 取 便 槽	月 額 1 世 帯 に つ き	180	2 歳 未 満 は 無 料 と す る
		月 額 世 帯 員 1 人 に つ き	250	
世 帯	改良便槽又は特別の収集によるもの	月 額 1 世 帯 に つ き	180	泡 末 式 ・ 水 洗 式 汲 取 便 槽 に 適 用
		3 6 0 に つ き	200	
事業所その他多数の者が利用する施設		月 額 1 世 帯 に つ き	680	
		3 6 0 に つ き	260	

5 し尿処理車両

(令和6年4月1日現在)

	車 種	最 大 積 載 量	台 数	備 考
直 営	バキューム車	1,800 0	1	
	深 ダ ン プ	2 t	1	し 渣 搬 出 用
	〃	4 t	1	脱 水 汚 泥 搬 出 用
許 可 業 者	バキューム車	2,450 kg	0	糞 尿 車
	〃	3,000 kg	7	〃
	〃	3,100 kg	0	〃
	〃	3,600 kg	2	〃
	〃	3,700 kg	18	〃
	〃	9,300 kg	0	〃